

おいらせ町議会 平成30年第1回定例会記録

おいらせ町議会 平成30年第1回定例会記録				
招集年月日	平成30年3月8日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成30年3月8日 午前10時03分 議長宣告			
延 会	平成30年3月8日 午後 4時21分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	川 口 弘 治
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	西 館 芳 信	12 番	西 館 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	沼 端 務	16 番	馬 場 正 治
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	14名			
欠 席 議 員	12 番	西 館 秀 雄	16 番	馬 場 正 治
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	総 務 課 長	倉 館 広 美
	分庁サービス課長	松 林 政 彦	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿
	まちづくり防災課長	田 中 貴 重	税 務 課 長	赤 坂 千 敏
	町 民 課 長	澤 田 常 男	環 境 保 健 課 長	小 向 道 彦
	介 護 福 祉 課 長	小 向 仁 生	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸
	商 工 観 光 課 長	松 林 光 弘	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠
	会 計 管 理 者	北 向 勝	病 院 事 務 長	小 向 博 明
	教育委員会教育長	福 津 康 隆	学 務 課 長	泉 山 裕 一
	社会教育・体育課長	柏 崎 和 紀	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男
	選挙管理委員会事務局長	倉 館 広 美	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松
	農業委員会事務局長	西 館 道 幸	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一
	監査委員事務局長	中 野 重 男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	中野重男	事務局 次長	小向正志
	臨時職員	谷地由美子		
町長提出議案の題目	1 報告第1号	専決処分の報告について（学校給食センター電気設備整備工事請負契約の一部変更契約の締結について）		
	2 報告第2号	専決処分の報告について（学校給食センター厨房設備整備工事請負契約の一部変更契約の締結について）		
	3 報告第3号	専決処分の報告について（学校給食センター外構工事請負契約の一部変更契約の締結について）		
	4 承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）について）		
	5 諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	6 議案第1号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	7 議案第2号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	8 議案第3号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	9 議案第4号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	10 議案第5号	おいらせ町職員の修学部分休業に関する条例の制定について		
	11 議案第6号	おいらせ町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について		
	12 議案第7号	おいらせ町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について		
	13 議案第8号	おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について		
	14 議案第9号	おいらせ町民プール条例の制定について		
	15 議案第10号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	16 議案第11号	おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例について		
	17 議案第12号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について		
	18 議案第13号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	19 議案第14号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
	20 議案第15号	おいらせ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について		
	21 議案第16号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について		
	22 議案第17号	おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	23 議案第18号	おいらせ町公園条例の一部を改正する条例について		
	24 議案第19号	おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について		
	25 議案第20号	おいらせ町菜飯地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について		
	26 議案第21号	おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について		
	27 議案第22号	おいらせ町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について		

	28 議案第23号 大山将棋記念館条例の一部を改正する条例について	
	29 議案第24号 町道の路線廃止について	
	30 議案第25号 町道の路線認定について	
	31 議案第26号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について	
	32 議案第27号 平成29年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)について	
	33 議案第28号 平成29年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	
	34 議案第29号 平成29年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)について	
	35 議案第30号 平成29年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
	36 議案第31号 平成29年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	
	37 議案第32号 平成29年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	
	38 議案第33号 平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	
	39 議案第34号 平成29年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第3号)について	
議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時03分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	3 番 木 村 忠 一 議 員	
	4 番 高 坂 隆 雄 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	沼端副議長	<p>おはようございます。</p> <p>開会に先立ちまして、町民憲章の唱和について皆様方をお願いいたします。</p> <p>おいらせ町が誕生して10年を経過し、おいらせ町におけるま</p>

	<p>事務局長 (中野重男君)</p>	<p>ちづくりの目標であります町民憲章の確認と普及・推進を趣旨として、昨年の定例会から議場におられる皆さんで町民憲章を唱和しております。</p> <p>今定例会でも昨年に引き続き、皆さんで町民憲章を唱和してから会議を開きたいと思います。ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局長の音頭で進めていきます。</p> <p>それでは、ご起立願います。</p> <p>議員及び傍聴者の皆さんのお席に配付しております町民憲章を印刷した紙をごらんください。</p> <p>私が、「おいらせ町町民憲章」とタイトルを読み上げますので、引き続き前文からご唱和をお願いします。</p> <p>それでは、「おいらせ町町民憲章」。</p> <p>私たちは、大海に注ぐおいらせの清流と緑の平野に生まれたおいらせ町民です。</p> <p>私たちは、郷土文化を高め、豊かで活力あふれる町にするため、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>一つ、自然の恵みに感謝し、美しい町をつくりましょう。</p> <p>一つ、心と体を鍛え、明るく元気な町をつくりましょう。</p> <p>一つ、働く喜びを持ち、豊かな町をつくりましょう。</p> <p>一つ、思いやりを大切にし、心触れ合う町をつくりましょう。</p> <p>一つ、手を取り合い、安全で住みよい町をつくりましょう。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。</p> <p>本日は1人の一般質問が予定されております。</p> <p>質問時間は60分以内としております。時間制限の5分前には、次のように呼び鈴を鳴らします。また、60分に達しますと、次のようにベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。着席ください。</p> <p>ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p>
<p>会議成立 開議宣告</p>	<p>沼端副議長</p>	<p>ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p>

議事日程報告	沼端副議長	<p>1 2 番、西館秀雄議員、1 6 番、馬場正治議員は欠席であります。</p> <p>(開会時刻 午前 1 0 時 0 3 分)</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
一般質問	沼端副議長	<p>日程第 1、一般質問を行います。</p> <p>1 席 6 番、平野敏彦議員の一般質問を許します。6 番、平野議員。</p>
質疑	6 番 (平野敏彦君)	<p>おはようございます。</p> <p>平成 3 0 年第 1 回定例会開会に当たり、議長のお許しを得て、6 番、平野敏彦が通告に従いまして、一問一答方式により一般質問させていただきます。</p> <p>第 3 2 回冬季オリンピック平昌大会は、2 月 2 5 日の夜、数々のドラマと感動を発信して、1 7 日間の熱戦に幕をおろしました。日本選手の活躍は、金 4 個、銀 5 個、銅 4 個と史上最多のメダル獲得となりました。日本選手の活躍の中には、羽生選手の熱演やスピードスケートの小平奈緒選手の韓国選手との友情には多くの人が胸を打たれるシーンとなり、スポーツを通して韓国に爽やかな印象を残してくれました。スポーツの奥深さをかいま見た瞬間であります。</p> <p>さて、3 月は別れと出会い、喜びの中、新たな目標、夢に向かい、胸躍らせて羽ばたく季節であります。多くの子供たちが、希望に燃えて旅立ってくれるよう励ましのエールを送る矢先に、3 月 3 日午前 0 時 1 5 分ごろ、東下谷地の国道 3 3 8 号線で乗用車とトラックの衝突事故で、2 0 代の 3 人が死亡、1 人が重体、1 人がけがをする痛ましい交通事故が発生しました。前途ある若者の突然の訃報に胸が痛むばかりであります。町を挙げて交通安全運動の効果が上がっているさなか、まことに残念でなりません。</p> <p>そして、今定例会が最後となりました三村町長には、上北郡総合体育大会や青森県民体育大会、県民駅伝大会、町体育協会のスポーツ大会の数々に出席をされ、応援をいただきました。町長の励ましを受け、選手の士気が高まり、チームの一体感が生まれ、</p>

		<p>多くの好成績を残すことができました。改めて、体育協会会長として、感謝と御礼を申し上げます。三村町長は、笑顔あふれる元気な町おいらせの実現のため、これまで町民目線の行政運営を基本に、誠心誠意全力で取り組んでこられました。これまでの4年間の町政運営を高く評価するとともに、心から賛辞を贈るものです。三村正太郎がともした多くの火種が燃え続けていることを心に刻んでほしいと思います。</p> <p>3月末をもって定年退職される管理職と職員の皆さんには、長年にわたりおいらせ町発展のかなめとして、行政全般に尽力されました。これまでのご労苦に対し、感謝の念と町政発展に尽力された功績を高く評価するとともに、敬意を表するものです。退職後も健康に留意され、活躍されますようご期待申し上げます。</p> <p>それでは、通告いたしました一般質問について、町長の所見をお伺いいたします。</p> <p>第1点目は、町震災復興計画についてであります。</p> <p>政府地震調査委員予測では、北海道東部太平洋でマグニチュード9級の超巨大地震が逼迫している可能性が高いとの予測を公表いたしました。</p> <p>平成23年3月11日2時46分ごろ、マグニチュード9.0の東日本大震災から間もなく7年となります。大きな被害を受けた当町の震災復興計画の基本目標は、まず「住民生活の復興」、2点目が「産業・経済の復興」、3点目は「災害に強いまちづくり」、4点目は「社会基盤の復興」から成っております。それぞれの取り組み内容について、お伺いいたします。</p> <p>答弁を求めます。町長。</p> <p>1席6番、平野敏彦議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>東日本大震災で被災した当町の震災復興計画は、「住民生活の復興」、「産業・経済の復興」、「災害に強いまちづくり」、「社会基盤の復興」の4つを基本目標として掲げております。</p> <p>まず、1つ目の基本目標であります「住民生活の復興」としての主な取り組みとしましては、津波により多数の方々の住宅や車が被害を受けたことから、住宅の再建のほか、車や家財の再購入を必要とする方々の支援として、国・県・町に寄せられた多くの</p>
答弁	沼端副議長 町長 (三村正太郎君)	

	<p>方々の善意である義援金を被災者に配分したほか、生活資金の貸し付け、またその利子に対する補助を行ったことに加え、税金や保険料などの減免を行いました。なお、医療費の免除は現在も継続して行っております。</p> <p>また、被災者生活再建支援制度や生活・経済活動復興支援助成などにより、住宅の修繕や新築などの再建に対する支援もあわせて行っております。</p> <p>さらに、住宅の再建が困難な方には、町営住宅や新しく建設した災害公営住宅への入居に対し、家賃の減免措置を行っており、現在も継続し実施しております。</p> <p>次に、基本目標の2つ目であります「産業・経済の復興」としまして、町内の多くの漁業者、農業者、沿岸部の企業の方々が被災したことから、復興支援として、漁船・漁具の再購入や、農地の除塩対策費や農機具等資機材の再取得に対する支援に加え、津波の被害を受けた企業等に対する災害見舞金、融資や利子分の補助などを行っております。</p> <p>3つ目の基本目標であります「災害に強いまちづくり」の主な取り組みとしましては、東日本大震災の経験による教訓や、青森県が発表した想定される最大の津波やその浸水想定に備え、町民の命と財産を守るため、津波避難計画を策定し、新たな避難施設や避難路を整備しております。</p> <p>その中で津波避難タワーについては、復興庁より平成25年12月に事業費削減を主とした復興交付金計画変更の強い指導があったことから、町財政の負担など、改めて総合的な見地からの検討を加え、復興交付金事業として認可され得る最善の方法に計画を変更し整備しました。</p> <p>加えて、甚大な被害を受けた百石工業団地付近には、短時間で高台に避難できるよう松原地区避難階段を整備し、これらの避難施設や避難路を町民の皆さまに周知し活用していただけるよう、津波避難誘導標識の設置や津波避難計画定着化事業により、地域の方々とともに地域ごとの避難路マップの作成を行っております。</p> <p>そして、災害時におけるライフライン、食料及び資機材の確保のため、自衛隊や企業、近隣自治体との災害協定を締結し、協力体制の強化を図っており、さらには、おいらせ町災害備蓄計画を</p>
--	---

<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>策定し、計画的にさまざまな物資を備蓄しております。これらハード面の整備に加え、毎年開催している総合防災訓練や避難所運営訓練、各自主防災組織の防災訓練などでソフト面の対策も行っており、今後も特に重要な防災対策として継続して取り組んでいくこととしております。</p> <p>4 つ目の基本目標である「社会基盤の復興」としましては、災害に強いインフラ整備のため、国道 3 3 8 号の歩道整備や、防潮堤のかさ上げ、河川改修などを青森県に要望し、実施しております。</p> <p>また、想定浸水域の人口が多い本町地区やその周辺地区の緊急避難場所として、百石道路ののり面を避難場所として活用できるよう関係機関に要望し、百石道路避難階段の整備が実現しております。</p> <p>これらが、4 つの基本目標の主な取り組みとなっております。以上であります。</p> <p>6 番。</p> <p>今、取り組みの内容について町長の答弁をいただきました。</p> <p>この計画、今出てきた津波避難計画とこの復興計画の部分については、総合計画もありますけれども、おいらせの震災復興計画では平成 3 0 年度が長期計画の終了年になっております。</p> <p>私は、八戸市のたまたま広報を目にする機会がありました。八戸の広報では、2 月号、3 月号に八戸市の復興計画が出ておまして、八戸の場合ですと、この計画の終了時が平成 3 2 年になっているわけで、うちのほうは 3 0 年といいますと、今町長が答弁した中で、3 3 8 号線の歩道整備、今現在二川目地区整備中がありますけれども、これらが今年度中に終わるのかなという私はちょっと心配をしておりますし、それからもう一点は、海岸防災林の造成事業についても、この計画期間中に終了する見込みになっているのか、ちょっと私は 3 0 年度で終われないのではないかというふうな、特に二川目地区については、まだ植栽もできるような状態になっていませんし、今その植栽する地区の区割りを、下地をつくっている状態ですので、この辺のことについてはどういうふうな形に捉えているのか、ここをお聞きしたいと思います。</p>
-----------	-------------------------------------	---

答弁	<p>沼端副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>答弁を求めます。まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、平野議員のご質問にお答えします。</p> <p>確かに八戸市のほうでは、広報等にこのたび復興計画の進捗状況という形で、広報もしくはホームページに掲載しているようでもあります。</p> <p>当町の計画、平成30年度ということでありまして、これについては、震災復興の東日本大震災に基づいた復興交付金事業の基金として30年度と捉えておまして、ただそれが32年度まで災害公営住宅等の事業がありますけれども、その部分は除いてということになっておりますので、30年度以降の、今おっしゃった歩道整備、海岸の防災林の整備という部分については、これは町の震災復興というよりも、県・国の事業として今後も継続されていくのではないかなと考えております。</p> <p>町としては、交付金基金の事業として一応30年度で終わりと、残された災害公営減免措置等については32年度までという計画になっております。</p> <p>以上であります。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>国道338号の歩道整備の関係であります、事業期間については、平成32年度までの期間で復興のほうの予算を使い事業を進めていくというふうに聞いております。</p> <p>平成29年度については、用地補償費等の事業費ということで約2億円予算はついてはいたとは県からは聞いておりました。その中で、今年度については3区間の部分の工事に着手しております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>課長の答弁ですと、基金の事業としてこの計画が30年までということになっているということですので、やはり復興地域</p>

		<p>の整備、復興するということからいけば、八戸みたいな形で、私は国であろうが県であろうが、おいらせ町の復興をするという中では、町の計画の中で、財源は県とか国で充当しますけれども、町としてもちゃんと認識した形で復興していくという基本的な考え方がなければだめではないかなと私は思いますよ。</p> <p>八戸の場合ですと、23年から24年が復旧期、25年から27年が再生期、28年から32年までが創造期ということで、これで全ての復興を果たすんだという区切りがあるわけで、私からすれば、特に二川目地区については、防災林についてはもう伐採をして今下地がならされて、今まで海が見えなかったんですけども、ほとんど直に海を感じるようになってきて、非常に海に対する恐怖感というか、そういうのもたまに感じる時があります。</p> <p>そういうことからいいますと、今一度町の計画についても手を加える必要があると思いますが、この辺、どう捉えていますか。あくまでも基金だけの復興の計画なんだということで捉えていいということであればそれでも結構ですが、私の考えとの違いをちょっと説明いただきたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>おいらせ町でも町のホームページ、場合によっては広報等で復興震災関係の進捗状況をこれまでも公表しております。特に、交付金事業の進捗状況については、平成24年から現在にかけて定期的に一応ホームページで更新しております。</p> <p>このたび、昨年の3月に中間報告を内部で作成しておりますが、これについては、復興庁から指導がありまして、32年度に作成するものを中間報告を作成したほうがよろしいのではないかとという形で内部では作成しております。必要であれば、議会終了すぐにでもその中間報告書を町ホームページに掲載するなどして、これまでの進捗状況をPRしてまいりたいと思っております。</p> <p>また、交付金事業のほかに推進事業がありまして、それについては今後も継続して活用していくということで考えております</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	

		<p>ので、今、平野議員のおっしゃった32年度で終わるということではなくて、それ以降もそれをどうやって活用していったらいいかということも、変更も考える余地があるのではないかなと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>6番。</p> <p>町の取り組みにすれば、私はいろんな意味で課長の言うのは理解できますけれども、特に、甲洋小学区についてのホームページで公表するという事は、ほとんどが高齢者世帯で、目にする機会がほとんど私はないと思いますよ。</p> <p>そういうのからいけば、やはり、次のほうに入りますけれども、どういう形で今、町長が答弁した中で評価しているのか。基本目標のこの達成状況についても、いろんな意味で今取り組んできた特にその漁業者、漁具の取得支援とか、それから避難計画の部分というのは目に見えて復興したなという思いがありますけれども、ではこの達成の状況というのは、当初の計画、この震災復興計画の中でこの4項目の中でどのぐらいの達成状況になっているか、もう100%だということであればそれでも結構ですし、どのように評価しているか、達成状況についてお伺いしたいと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>震災復興計画は、平成23年度までを短期、平成25年度までを中期、平成30年度までを長期の取り組み期間と定め、強力で復興を推進してまいりました。</p> <p>中小企業への融資の利子や、漁船漁具購入の利子補給は現在も継続いたしておりますが、震災復興計画の4つの基本目標は24項目に分類され、全部で92の事業と7つの要望事項となっております。現時点では、うち90の事業と6つの要望事項について完了・達成している状況であります。</p> <p>詳しいことについては、担当課長のほうがよろしいかと思いま</p>
	<p>沼端副議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	

質疑	沼端副議長	<p>すので、そちらのほうから答弁させます。</p>
	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>さっきも1点目で答弁がありましたけれども、いろんな支援、そういうものについては、目に見えて資金管理とかそういうのが流れていっているわけですから、それは理解できるわけですが、24項目92事業のうちの7要望事項があつて、4つが要望に沿っているんだと。では、このあとの要望事項の3件、できていないのはどういう内容の要望事項でしょうか。ちょっとここをお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	沼端副議長	<p>答弁を求めます。まちづくり防災課長。</p>
	<p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>それでは、数値の部分でございますが、回答したいと思っております。</p> <p>未達成の2事業につきましては、被災者の生活支援と経済活動の復興の項目として、小屋などの非住家の半壊以上の世帯に対して再建方法に応じた助成金とありますけれども、結果、固定資産税台帳に載った非住家にしか助成していないということから、数多くの非住家があつた中で、それは達成できていないという判断のものの1点であります。ただし、町で解体、場合によっては自分で解体した場合には30万円の助成という形では行っております。</p> <p>次に、要望事項でありますけれども、平成24年の10月に青森県から発表された数百年から千年に一度の最大想定津波が国道338号や八戸百石線に盛り土をすればというものでありますけれども、妨げるものでない想定津波ということから、他の復興事業に充てているということで、これが未実施になっていると、要望自体が未実施になっているという形になっております。</p> <p>以上です。</p>
	沼端副議長	<p>6番。</p>

質疑	<p>6 番 (平野敏彦君)</p> <p>沼端副議長</p>	<p>わかりました。</p> <p>続いて、3点目の質問に入らせていただきます。</p> <p>八戸市では、復興計画推進市民委員会があり、市が策定した復興計画の取り組み状況については、毎年度審議を行い、意見書を市長に提出しているとありますが、当町の震災復興計画のまずは評価の方法についてお伺いいたします。</p> <p>答弁を求めます。町長。</p>
答弁	<p>町長 (三村正太郎君)</p> <p>沼端副議長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>震災復興計画の評価方法としまして、住民アンケート、防災訓練時のアンケートなどによりいただいたさまざまな声を踏まえ、関係課で評価に関する会議を行い、「復興交付金事業計画の総合的な実績に関する評価」として中間報告書を作成し、復興庁に報告しております。</p> <p>その報告書では、短期計画として、瓦れき撤去や被災住宅の解体、漁港や農地の復旧などが完了していること、中期計画では、津波避難タワーや災害公営住宅など多くのハード事業が完了している点を評価しております。また、これらの避難施設や避難路が住民に理解、周知され、多くの防災訓練などで活用されていることや、今後も防災教育や防災訓練などによる継続的な取り組みが必要との評価内容になっております。</p> <p>長期の計画は平成30年度までであり、現在も継続している事業があることや、災害公営住宅の家賃補助事業は平成32年度まで継続されることから、今後の評価については、平成32年度末をもって再度評価に関する取り組みを行い、最終の評価報告書を作成する予定です。</p> <p>以上であります。</p> <p>6 番。</p>
質疑	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>今、町長の答弁を聞いて、この前新聞に出たところ、階上のあれはたしか道の駅だったかな、今の新しく建築している部分のあの意見聴取の部分で、町の評価の仕方と同じだなという感じを受けた。というのは、関係課で評価をしているわけですね。今、震</p>

		<p>災復興計画についても関係課で評価している。被害を受けた地域とか団体、そういう人方がどういうふうに評価をしているのか、全然盛り込まれない、意見が反映されない。</p> <p>私は、震災発生の際に、川口地区の方々が移住をしたいという希望がたしか7世帯ぐらいあったと思うんですけども、今もその思いを持っている人がいるわけで、そういうものが、私がさっきも言った目標達成の状況のところでも言いましたけれども、声が全然反映されていないような気がするわけですよ。</p> <p>関係課で評価をしていく、自分たちがつくった計画を自分たちの身内だけで評価をする方法というのは、もうこれから改めるべきではないかと私は思うんですけども、やはりさっき言ったような形でいろんなメンバーをかえて意見を聞く、そしてまたそれを反映させようという思いがなければ、何かよく町民にそれが理解されていかないのではないかと思いますけれども、32年度末をもって最終評価をするという答弁ですけれども、この辺については、このメンバーをもっと膨らませたり、加えていくとか、そういう思いはないでしょうか。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>答弁を求めます。まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>関係課というお話がありましたけれども、確かに関係課で評価をいたしております。その前に、各懇談会でのアンケートだったりとか、被災者の聞き取り調査だったりとか、場合によっては職員アンケート、あとは施設の、例えば防災タワーの一般公開時のアンケートとか、防災訓練のアンケート、そういうものを踏まえながら一応関係課の中で評価しているということであります。</p> <p>広く被災者、もしくはそういう方々の中で評価できないかということでもありますけれども、32年度、最終年度については、当課としてはそのような形で評価をして、平野議員がおっしゃった周知につながっていけばいいかなとは考えております。</p> <p>以上です。</p>
	沼端副議長	6番。

質疑	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>私から提案をしておきますけれども、やはり少なくとも、この被災地区の川口、松原、一川目、二川目、この町内会とか、そういうものの団体も加えるような形をとっていただきたいし、アンケートも確かに個々の意見が出ていると思いますけれども、地域的な課題として何を望んでいるのかということも把握する必要があるのではないですか。私は、32年の前にそういう評価をしながら最終の取りまとめをしていただきたいと要望しておきます。</p> <p>続いて、4点目に入らせていただきます。</p> <p>東日本大震災からの復興推進のために、事業に要する経費の財源に充てるため、今、課長の答弁にあります震災復興基金、決算等を見ますと、ほとんど動いていない。これからの取り崩しの計画があったらお伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>東日本大震災復興交付金事業申請により交付された東日本大震災復興交付金基金につきましては、災害公営住宅の家賃補助事業が平成32年度まで続くことから、平成32年度分の取り崩しを最後に計画終了となります。</p> <p>また、国や青森県、おいらせ町に寄せられた寄付金を財源として造成した東日本大震災復興推進基金については、平成28年度でその主な活用事業を終了しており、今年度以降は、震災復興計画を受けて作成された町災害備蓄計画で行う備蓄品購入事業などの資金として、継続的に活用していく予定であります。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>沼端副議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>6 番。</p> <p>今、説明があつて、32年度までということで、町の東日本大震災復興交付金基金条例によりますと、平成33年3月31日限りその効力を失うとあります。そうすると、32年度でこの基金の役目は終わるといことになりますけれども、その中で、基金に残額があるときは当該基金の残額を予算に計上し国庫に納付するとあります。私は、設置の第1条で、東日本大震災復興特別</p>

<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>区域法で、復興事業に要する経費の財源に充てるためとこうありますから、復興事業であればまだまだ充当できる可能性があると思うんですけども、32年度まではいろんな意味での基金の充当というのは可能だと思うんですけども、この辺はどういうふうに捉えておりますか。</p> <p>答弁を求めます。まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、東日本大震災復興のため造成された基金が2つございます。1つは、今平野議員がおっしゃっている東日本大震災復興交付金基金であります。これは、東日本大震災復興交付金基金交付要綱に定められた事業に活用するため、町より復興庁へ事業申請を行い、認可された事業に対して国より交付される基金でございます。この基金は、指定された事業に活用した後、残額を返還することが当初から定められた事業であります。</p> <p>もう一つの事業、復興のために造成された基金といたしまして、国や青森県、町に寄せられた寄附金を主な財源とした東日本大震災復興推進基金であります。現在の基金は約5,000万円あり、震災復興計画により実施されている事業に残額なく全て一応活用する予定で考えております。</p> <p>そういうことで、基金については、当初復興計画で認められた、採択された事業ということで、こちらのほうは返還しなければなりません。推進基金、こちらのほうについては、場合によっては協議して違う事業に充てるとか、計画どおり使うとか、そういうことが可能だと考えております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>その基金の部分については、当初の計画があるものについては充当は可能ですけども、年度がかわってから、これからはちょっと不可能ではないかという形で理解しましたけれども。</p> <p>復興期間というのは、さっきも言ったように、平成30年度まで当町の場合はあるわけですから、改めて要望等があった場合の</p>

<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>国との協議というのはできるのではないかと思いますので、その辺は課長がいろんな意味で情報収集して対応できるような体制をとってほしいということを要望しておきます。</p> <p>それでは、2点目の質問に入らせていただきます。</p> <p>第2点目は、大山将棋記念館の活性化についてであります。</p> <p>大山将棋記念館は、平成17年8月に開館されました。町の将棋の歴史は昭和50年代に大山康晴15世名人と親交のあった愛好家により、将棋の普及・発展を目指し、将棋道場の開設、昭和58年に全国小学校団体対抗戦で百石小学校が全国優勝を果たし、これまで4回の全国優勝を果たしております。次世代を担う子供たちへの将棋の指導により、個性豊かな人間形成に大きな効果を上げておりますことを評価するものです。</p> <p>今、最年少棋士記録を更新中の藤井聡太6段の活躍には目を見張るばかりです。全国的に将棋の関心が高まり、子供の将棋道場への入門が急増しているとの報道がありました。大山将棋記念館への波及効果についてお伺いいたします。</p> <p>答弁を求めます。教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>大山将棋記念館や将棋事業の現状として、まずは入館者数ですが、過去5年間の比較で、平成25年度には5,621人でしたが、以降は増加傾向にあり、さらに今年度は昨年度の7,290人を上回り、過去最高になるものと見込んでおります。</p> <p>また、同館で行っている将棋教室への参加者数は、昨年度は延べ550人と、過去5年間で最も少ない人数でありましたが、今年度は613人と多少増加しており、新しく将棋を始める子供の参加も多く見られました。</p> <p>次に、当町で行っている将棋大会への参加者数では、昨年度よりも若干減少はしているものの、例年と大きな変化は見られておりません。</p> <p>そして、大山将棋記念館における将棋グッズの売り上げですが、2月末現在の数値ながら、既に過去5年間で最高額、昨年度の1.5倍程度の販売額となっております。特に将棋盤などの普及セットは安定した売り上げとなっており、これから将棋を始め</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>ようとしての購入かと思われます。また、直接、藤井聡太6段に関連するグッズの問い合わせも数件ありました。</p> <p>これらのことから、藤井6段の活躍による将棋への興味や関心、その影響は少なからず大山将棋記念館にも波及しているものと認識しております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>6番。</p> <p>今の教育長の答弁で、この地方にもそういう効果があらわれてきているということで、私は倉敷の大山将棋記念館も議会で視察する機会がありまして目にしてきましたけれども、倉敷よりも当町のほうがいろんな意味で、展示品は別にして、スペースとかそういう対局部分とか、いろんなものの条件は整っているなということを感じておりました。</p> <p>そしてまた、今、将棋はすぐ簡単に普及するものではない。やはり、今、教育長が言っているように、将棋教室、そういうものの取り組みが徐々に効果を上げていくのではないかと思いますし、やはり小学校からの取り組みというのが非常に大事だなという感じをしております。ぜひ、これからもそういう意味ではもっともっと、まず私はPRも必要だなと感じておりますので、取り組みを、藤井聡太の効果を生かしていただきたいと思います。</p> <p>2点目に入ります。</p> <p>現在、町の将棋大会は北東北将棋選手権を初め、大山15世名人杯、県下小・中学生将棋名人戦、三村泰右杯職場・町内対抗戦など開催されておりますが、将棋に親しむ町民を含めた藤井聡太6段の対局をテレビで放映し、大山将棋記念館で実況解説をしてはどうかお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>答弁を求めます。教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>現在、将棋の対局映像は地上波放送や衛星放送、さらにインターネット動画配信などの媒体を通して見ることができます。</p> <p>中でも、インターネット動画配信では将棋の専用チャンネルが</p>

<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>あり、藤井6段の対局などもリアルタイムで配信されていることから、それらの映像を大山将棋記念館で放映することは可能だと考えております。</p> <p>なお、ご質問の実況解説については、解説ができるほどの知識を持ち合わせた方を町が確保していくことは困難と思われませんが、基本的にどの番組においてもプロ棋士が解説を行っております。</p> <p>いずれにいたしましても、今後、全国将棋祭り実行委員会や日本将棋連盟青森おいらせ支部とともに活性化策を検討する必要があると考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>6番。</p> <p>教育長が言っているように、確かにテレビでは出ていますし、インターネットでもその部分は配信されているのは私も確認しております。でも、さっき言ったように放映は、大きいビジョンとかそういうもので大山将棋記念館での放映は可能だということですが、駒を実際に動かして、こうなればこうなる、こうやればここが大事だとかという部分の解説をするのはプロでなければなかなか困難だという回答ですが、私は毎回とは言わないんですけども、せっかくそういう施設もあり、今将棋ファンもふえてきているわけですから、やはり、大山将棋記念館で将棋祭りのときに来ている棋士の例えば行方、地元ですから、弘前ですから、そういう方も1年に1回でも呼んで解説をしてもらおうとか、それによって、私はおいらせ町だけではなくて、県内そういう将棋ファンというのが駆けつけてくると思うんですよ。ぜひこの部分については、教育長が言ったいろんな団体、将棋連盟、そういうものとの連絡体制を密にしながら、大山将棋記念館事業としての位置づけをして対応していただけたら、全国に誇るこの大山将棋記念館のさらにまたPRになるのではないかと思います。ぜひ、その取り組みについては積極的に取り組んでいただきたいと要望しておきます。</p> <p>続いて、3点目に入ります。</p> <p>女流棋士を招聘し、県内の将棋に関心のある児童生徒を対象に</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>した全県的な将棋教室を開催してはどうか。私は、さっきも言っているように、町で進めている将棋教室は、年間を通してたしか20回ぐらいあったのではないかなと、開催日程を見てみますとあるんですけども、私はそういう子供たちに刺激を与えるためにも、そしてまたさっき言った県下小学校将棋名人戦、それから大山15世名人杯とか大会をやっているんですけども、やはりもっともっと範囲を広げて、参集できるようなPRも必要ではないかと。</p> <p>やはり、大山将棋記念館で年間を通して1カ月1回でもこういう女流棋士が来て教室を開催しますよということであれば、私はおいらせ町以外の青森とか八戸とか、八戸でも結構強い人がおりますし、青森にもいます。そういう意味でも子供たちは参加してくると思うんですよ。やはりそういう形で地元の子供たちにも刺激を与える、いい意味でのせっかく施設があるわけですから、取り組みをすることによって、また百石小学校が全国大会で優勝する一つの機会になるかと思えますけれども、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>現在、当町では、小中学生を対象とした将棋教室を年間を通じて延べ24回、また大人を対象とした将棋教室も年間12回、4カ月間にわたって開催しております。</p> <p>また、対象者を町内に限定しておりませんので、現在八戸市や三沢市、十和田市や五戸町など、周辺の市町村の方からも受講いただいております。</p> <p>そして、小中学生を対象とした教室では、子供たちの実力を3階級に分け、3人の指導員の方がそれぞれの階級ごとに指導を行っており、子供たちにも好評であります。</p> <p>また、現在年3回ですが、当町の将棋大会等の際にプロ棋士や女流棋士の方にお越しいただいて、将棋教室や指導対局を行っており、こちらも大変盛況となっております。</p> <p>ご質問の女流棋士等による将棋教室の開催についてですが、招聘するためには1回10万円程度の費用が見込まれることや、通</p>
-----------	-------------------------------------	--

		<p>年行う将棋教室では、その指導者や指導内容の継続性も重要であり、棋士の方のスケジュール調整等を含めて、実施は少し難しいものと考えております。</p> <p>ただし、現在行っている将棋教室に、年1回の特別ゲストなどとして招聘することについては検討の余地があるのではないかと考えておりますので、先ほどの答弁同様に、その必要性や効果等を含めて、全国将棋祭り実行委員会や日本将棋連盟青森おいらせ支部とともに検討する必要があると考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>確かに年間スケジュールが女流棋士にもあるわけで、それは理解できます。月1回でなくても、年6回ぐらい、2カ月に1回とかそういう形で、私は全て行政丸がかりという考えではなくて、例えばマスコミをスポンサーに巻き込むとか、地元ですとデイリー、東奥日報、それから将棋ですと、たしか毎日新聞だったかな、大きく取り上げているのは、やっぱり、そういう民間とのコンタクトをとりながらスポンサーになってもらえば、私はお互いにそちらのほうにもニュースが提供されるし、いろんな意味で自前でやらなくても半分ぐらいの経費で可能性が出てくるのではないかなという、私、思いを持っているんですけども、正直、町の予算だけで、なければ対応できないという考え方ではなくて、ぜひもっと幅を持って発想して、私はこれによっておいらせ町にいるような人が出入りを定期的にするようになるわけですから、ぜひそういう意味では、その将棋文化の向上もさることながら、町の活性化には絶対効果があると思うんですよ。ぜひこの辺を、将来的に、私全く見込みがないとは捉えていませんので、ぜひ検討していただけるように期待をしたいと思います。相対的に、町長、この発想でどうでしょう。最後に、町長からお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>町長</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>思っていると通りの考えで、大体同じだと思っていました。</p>

質疑	(三村正太郎君) 沼端副議長	6番。
	6番 (平野敏彦君)	やはり、いろんな意味でこれから町を活性化するには情報発信だけでは私はなかなかいかないのではないかと。これから将来を担う子供たちに、おいらせ町の思いというものをきちっと伝えていくことがこれからの町の基盤になる。そういう意味では、子供を中心に据えた対応をして、行政のほうもやっていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。 町長には本当に最後の最後で答弁をいただきまして、ありがとうございました。私の一般質問をこれで終わります。
	沼端副議長	これで6番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。 以上で一般質問を終わります。 ここで暫時休憩します。11時15分まで休憩いたします。 (休憩 午前10時59分)
	沼端副議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前11時16分)
当局の説明	沼端副議長	日程第2、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。 本件は、学校給食センター電気設備整備工事請負契約の一部変更契約の締結について報告する件であります。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。 議案書の1ページ、2ページをごらんください。 本件は、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる簡易な事項の指定について、第3号アの規定により、議会の議決を経て工事請負契約をした学校給食センター電気設備整備工事において、請負金額の100分の3の範囲内で変更する契約を締結したため、本年1月5日付で専決処分を行ったものであります。 主な内容につきましては、設計図書の精査による数量変更及び追加工事の実施等により、契約金額を465万4,800円増額

		<p>し、変更後の契約金額を1億6,773万4,800円としたものであります。</p> <p>なお、変更契約の理由や施工概要につきましては、工事担当課である学務課長が説明いたします。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>沼端副議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>それでは、変更契約の施工概要についてご説明申し上げます。</p> <p>電灯設備では、野菜類下処理室、厨房機器、エアープンプ及び地下ピット排気ファンの増設に伴い、電灯動力盤に制御回路及び遮断機の追加をしております。また、受変電設備では、受水槽配管ヒーター増設に伴い、キュービクル内に専用遮断機の追加をしております。</p> <p>次に、外部雨どいの凍結防止対策として、配水管にドレインヒーター14本、ヒーター制御盤1面の追加をしております。</p> <p>このほかの変更につきましては、現地精査に伴う軽微な変更を行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p> <p>沼端副議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第1号を終わります。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>沼端副議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>日程第3、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。</p> <p>本件は、学校給食センター厨房設備整備工事請負契約の一部変更契約の締結について報告する件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の3ページ、4ページをごらんください。</p> <p>本件は、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決</p>

		<p>処分できる簡易な事項の指定について、第3号アの規定により、議会の議決を経て工事請負契約をした学校給食センター厨房設備整備工事において、請負金額の100分の3の範囲内で変更する契約を締結したため、本年1月5日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、現地精査による厨房設備の一部仕様変更により、契約金額を370万6,560円減額し、変更後の契約金額を2億7,125万2,800円としたものであります。</p> <p>変更契約の理由や施工概要につきましては、工事担当課である学務課長が説明いたします。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>沼端副議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>それでは、変更契約の施工概要についてご説明申し上げます。 野菜類下処理室に設置しております三層シンク4台及び四層シンク1台の旧配管収納型サポート架台を足つきのシンクに変更しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p> <p>沼端副議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第2号を終わります。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>沼端副議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>日程第4、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。</p> <p>本件は、学校給食センター外構工事請負契約の一部変更契約の締結について報告する件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。 議案書の5ページ、6ページをごらんください。</p> <p>本件は、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決</p>

<p>当局の説明</p>		<p>処分できる簡易な事項の指定について、第3号アの規定により、議会の議決を経て工事請負契約をした学校給食センター外構工事において、請負金額の100分の3の範囲内で変更する契約を締結したため、本年1月5日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>内容につきましては、道路管理者との協議や現地精査等による追加工事の実施及び数量変更により、契約金額を176万400円減額し、変更後の契約金額を8,085万9,600円としたものであります。</p> <p>変更契約の理由や施工概要につきましては、工事担当課である学務課長が説明いたします。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>学務課長。</p>
	<p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、変更契約の施工概要についてご説明申し上げます。</p> <p>道路管理者と協議の結果、新給食センター前面道路の舗装面積140平米、側溝32平米等を追加しております。また、交通誘導警備員を配置実績に伴い変更しております。</p> <p>そのほかの変更につきましては、現地精査に伴う軽微な変更を行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第3号を終わります。</p>
	<p>日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。</p> <p>本件は、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算(第7号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。 議案書7ページから10ページをごらんください。 本件は、既定予算の総額に3,500万円を追加し、予算の総額を106億6,409万2,000円としたもので、去る2月5日付で専決処分を行ったものであります。 歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げますので、別冊事項別明細書をご用意ください。 一般会計補正予算(第7号)に関する説明書になります。 4ページをごらんください。 歳出の内容であります。 8款2項3目除雪対策費において、降雪により除雪経費の増加が見込まれたこと及び今後の見込みを精査し、消耗品費300万円、除雪作業委託料3,200万円をそれぞれ増額したものであります。 3ページをごらんください。 歳入の内容であります。 18款2項1目財政調整基金繰入金は、除雪対策費の財源として同額分3,500万円を増額したものであります。 以上で説明を終わります。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>説明が終わりました。 これから、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 一般会計補正予算(第7号)に関する説明書、3ページから4ページです。 質疑ございませんか。</p>
<p>質疑</p>	<p>沼端副議長 7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番、檜山議員。 7番、檜山です。 追加補正をしているようですが、ちょっと聞きたかったんですけども、ことしの出勤回数は何回ぐらいですか。それから、昨年と比べてどういうふうに変わっていますか。それを教えてくださいませんか。</p>

<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p> <p>今年度の降雪状況になりますが、八戸観測所で行きますと、まず28年度4カ月の降雪量の合計は105センチメートルとなっております。今年度3月6日現在で102センチメートルということで、降雪量等については昨年度の3月末までの状況と同じような状況になっております。</p> <p>あと、今年度の出動回数等ですが、吹きだまり除雪等で計14回、あとは重要な幹線道路等の除雪で延べ1回、計としまして2日間、全町一斉除雪として計2回、延べ4日、これはあくまでも2月末現在になりますので、先日今週降りました降雪はまた全町一斉ということで出ておりますので、一斉除雪につきましては計3回ということになります。</p> <p>降雪量等につきましては、先ほど説明したように、4カ月の降雪量と現在3月5日の降雪で大体同じぐらいの量になっておりますので、昨年度と比較しますと同じような形かなと思っておりますが、ただ昨年も雨雪とか、また雨が降ったりとか、そういうことで苦慮している部分がありましたので、今年度も1月に雨雪が降ったりとかそういった部分で、やはり乾いた雪が降ることよりはちょっと若干経費的にはかかっているのかなと。昨年も同様でしたが、同じように除雪経費としてはかかっているのかなと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番、檜山議員。</p> <p>それでは、昨年の経費はどういうふうになっていますでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p> <p>昨年の除雪経費になりますが、業者に委託した部分、全26社になりますが、こちらのほうの経費が6,940万円弱になります。そのほか、シルバー人材センター、あとは町内会のパートナ</p>

		<p>ーシップの歩道除雪、あと業務運転士の委託料等を含めると、7,560万円ほどとなっております。</p> <p>ちなみに、現在の29年度2月末現在につきましては、業者への委託料のほうと同様に26社で5,050万円ほど、その他、シルバー人材センター、町内会の歩道除雪等を含めると、5,420万円ほど2月末現在で経費のほうはかかっております。</p> <p>以上になります。</p> <p>7番、檜山議員。</p>
質疑	7番 (檜山 忠君)	<p>ことしのほうが、では経費的には安くなっている、補正がされていても金額的にはかかっていないと考えていいわけですか。昨年よりかかっていないのであればいいんですけども、何かことしが昨年よりも出動回数が少ないのではないかなと私は見ていましたけれども、どうですか。</p>
	沼端副議長	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p>
答弁	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>29年度の執行状況につきましては、先日の降雪時の出動を加味しておりませんので、先ほど言った5,050万円ほどにプラス800万円程度かかっているものと考えていただければと思います。</p> <p>それと、昨年度に比較して経費の部分につきましては、まだ3月、きょうが8日ということになりますので、今後また湿った雪等が降ればまた除雪等が入ることになりますので、若干同じような形になるのかなと考えております。</p> <p>あと、除雪の回数等につきましては、全町的な一斉除雪をするまでもなく、あと幹線的な部分で何とか対応できるものかなと判断した部分もありましたので、そういった部分で全体的な一斉除雪ではなく、幹線、吹きだまり等の除雪等で対応してきたものがあります。</p> <p>以上になります。</p>
	沼端副議長	<p>ほかにございませぬか。</p> <p>14番、松林議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>質問する気はなかったけれども、ことしの除雪作業すばらしい。本当に手際よく、私の保育園の前も早朝、深夜かな、見事に来ました、3回。去年まではほとんど来ませんでした。私の持っている機械で終わった後、除雪重機が来ました。やればできるんだと、私はこう思いました。ことしは早い、手際よい、なぜそういうふうになったのか。それと、重機がふえたのか、来年度もこのような気持ちでやるということになりますか。お伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長 地域整備課長 (澤口 誠君) 沼端副議長 (議員席) 沼端副議長</p>	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p> <p>まず初めに、お褒めいただきましてありがとうございます。担当のほうにもこのことは伝えておきたいと思っております。</p> <p>業者とか機械の台数につきましては、今年度26社で49台、うち町貸し付けが2台になっておりますので、業者のほうの台数は47台となっております。昨年度につきましては、26社、47台、ただし町の貸し付けが3台になっておりますので、業者のほうで準備した台数は44台となっております。</p> <p>基本的には昨年度と同様に、判断しながら除雪の出動の依頼をしておりますので、基本的な部分は変わらないんですけども、いろんな部分の苦情等があることから、その辺についてやはり業者のほうと連絡、また指導等も密にしている結果かなとちょっと判断しております。</p> <p>今後につきましても、同様な台数、町外の方々からも多く協力してもらっておりますが、今後も経費分のリースとかでも重機のほうを確保してもらおうような形で、同じような台数のほうは確保していきたいと考えております。</p> <p>以上になります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出とも全款についての質疑を終わります。以上で、本案についての質疑を終わります。これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 沼端副議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第1号について採決いたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 沼端副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	沼端副議長	<p>日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります齊藤晴美氏の任期が平成30年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。</p> <p>齊藤氏は、平成27年7月より現在に至るまでの1期3年、人権擁護委員として在籍し、積極的に活動されております。</p> <p>同氏は、町内の小中学校に対する人権教室や率先して司会業務をこなし、人権相談では、ファイナンシャルプランニング技能士や相続相談士などの資格を生かした具体的相談に応ずるなど、即戦力としてご活躍されております。子供のしつけや教育、いじめ、相談、資産などの諸問題にも大いに精通するとともに、周囲の信望も厚く、委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたくご賛同の意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p>
	沼端副議長 (議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	沼端副議長 (議員席)	なしと認め、本件について質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	沼端副議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから諮問第1号についての採決をいたします。 本件は、これを適任とすることにご異議ありませんか。 **なしの声**
	沼端副議長	なしと認めます。 よって、本件について適任とすることに決しました。
	沼端副議長	日程第7、議案第1号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (三村正太郎君)	次に、議案第1号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、教育委員会委員加藤正志氏が昨年12月28日をもって辞職したことに伴い、補欠の委員として苫米地晃仁氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 ご提案いたしました苫米地氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の定める学識経験者の委員として任命するものでありますが、略歴にもありますように、学校評議員や社会教育委員を初めとし、小中学校PTA会長を歴任され、また現在も子供会育成連合会の会長として長く活躍されるなど、当町の教育行政に深く携わっておられます。その高い識見と豊かな経験から教育委員会委員として適任と考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。
沼端副議長 (議員席)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**	

当局の説明	沼端副議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	沼端副議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第1号について採決いたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	沼端副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。	
	沼端副議長	日程第8、議案第2号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。 当局の説明を求めます。 町長。	
	町長 (三村正太郎君)	次に、議案第2号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現委員であります谷地 武氏が本年5月12日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。 ご提案いたしました谷地 武氏は、平成11年10月から現在に至るまで長きにわたり固定資産評価審査委員会委員を務められ、またさらには平成16年からは委員長を務められております。知識、経験ともに非常に豊富であり、地方税法に規定する学識経験者の委員として適任であると考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。	
	沼端副議長 (議員席)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	**なしの声**
沼端副議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。		

当局の説明	(議員席)	討論ありませんか。	**なしの声**
	沼端副議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第2号について採決いたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	沼端副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。	
	沼端副議長	日程第9、議案第3号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。 当局の説明を求めます。 町長。	
	町長 (三村正太郎君)	次に、議案第3号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現委員であります玉川吉一氏が本年5月12日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。 ご提案いたしました玉川吉一氏は、平成24年5月に固定資産評価審査委員会委員に選任され、現在に至るまで旧下田町職員時代の税務行政の知識と経験を生かし、委員の職務に精励しております。よって、地方税法に規定する学識経験者の委員として適任と考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。	
	沼端副議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	沼端副議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**

当局の説明	沼端副議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第3号について採決いたします。
	沼端副議長	本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
		なしの声
	沼端副議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	沼端副議長	日程第10、議案第4号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
		当局の説明を求めます。
町長	町長。	
町長 (三村正太郎君)	次に、議案第4号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。	
	本案は、現委員であります種市岩男氏が本年5月12日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。	
	ご提案いたしました種市岩男氏は、昨年6月に固定資産評価審査委員会委員に選任され、現在に至るまで町職員時代の税務行政の知識と経験を生かし、委員の職務に精励しております。よって、地方税法に規定する学識経験者の委員として適任と考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。	
沼端副議長	説明が終わりました。	
	これから質疑を行います。	
	質疑ございませんか。	
(議員席)	***なしの声***	
沼端副議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。	
	これから討論を行います。	
	討論ありませんか。	
(議員席)	***なしの声***	
沼端副議長	なしと認め、討論を終わります。	
	これから議案第4号について採決いたします。	
	本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。	

	(議員席)	**なしの声**
当局の説明	沼端副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>
	沼端副議長	<p>日程第11、議案第5号、おいらせ町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (倉館広美君)	<p>議案第5号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の23ページから25ページをごらんください。</p> <p>本案は、地方公務員法第26条の2に規定する修学部分休業について、職員が大学等に就学するために必要と認められる期間につき、1週間の勤務の一部を勤務しないことを承認する旨を定めるため提案するものであります。</p> <p>主な内容を申し上げますと、就学に必要なと認められる期間は2年とし、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲で承認され、給与については勤務しない時間が減額となります。また、勤務しない時間について、任期つき短時間勤務職員を採用することができる旨を定めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	沼端副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館議員。</p>
	11番 (西館芳信君)	<p>向学心あふれる若い人たちにとっては大変いいことだと思います。</p> <p>見ますと、まず第一に県に準じてということですが、今こういうふうになつた背景についてわかりません。どういうふうな動きがあつてこうなつて、そして具体的に県に準じてということだけれども、法的な根拠、例えば地方公務員法だとかなんとかで新たにこれについて定められたものがあればそれを紹介していただきたいです。</p>

<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p>	<p>それから、修学ということですが、この修学に関しては、いわゆるある程度職務に直結していなければならないと判断されるのか、いや、人間性を磨くために、いわゆるパンのための学問でなくていいよと、人間性豊かにするための修業みたいなものでもいいのか。</p> <p>それから、あとこれは、学校教育法に基づいた云々とありますけれども、その期間が卒業を目的としない一定の、ターゲットが卒業でなくても一定期間でやれると、2年ということでしたけれども、それでいいのかと。こういう目的が狭められたものでもいいのかということを確認の意味で。</p> <p>それから、例えば、もう既に大学は卒業しているんだと。でも、人によっては外国の大学にまた入りたいとか、別な部門をやりたいとかという人もいますし、そういうことでもオーケーなのか、ちょっと3つ、4つ、長くなりましたけれどもお願いします。</p>
	<p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>答弁を求めます。総務課長。</p> <p>質問事項が何点かございましたので、もし答弁漏れがございましたらお知らせしていただければと思います。</p> <p>まず、これは平成16年に地方公務員法の一部改正によってできた制度でございまして、青森県では平成17年に条例を制定しております。ですので、合併前でありましたけれども、当時の下田町、百石町とも条例制定は見送って、そして現在に至っているということで、なぜ条例化してこなかったかといいますと、多分、制度を利用するような人が、該当するような職員がすぐ出てくるものでもないだろうということで条例制定を見送ってきたわけですが、今般県のほうから、地方公務員法にそういう制度があるのに条例を制定していないのは、今後の職員のスキルアップのためにも必要であるので条例化するという指導を受けましたので、今回提案するものであります。</p> <p>あと、業務に関係する勉強に限られるのかということでありましたけれども、仕事と全然関係ない勉強をしたいということも認められます。本人の資質向上のためになるし、自分がかつてもつとろんなことを勉強したいというのも対象になってございます。</p>

当局の説明		<p>あと、卒業を義務づけるものでもございません。</p> <p>あと、大学を既に卒業していて、また別な勉強をしたいという方も対象となります。</p> <p>以上でございます。</p>
	沼端副議長 (議員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	沼端副議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案について質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	沼端副議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	沼端副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	沼端副議長	<p>日程第12、議案第6号、おいらせ町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (倉館広美君)	<p>議案第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の26ページから28ページをごらんください。</p> <p>本案は、地方公務員法第26条の3に規定する高齢者部分休業について、定年から5年を減じた年齢以上の職員について、職員からの申請により、1週間の勤務の一部を勤務しないことを承認する旨を定めるため提案するものであります。</p> <p>主な内容を申し上げますと、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲で承認され、給与については勤務しない時間が減額となります。また、修学部分休業と同様に、勤務しない時間について、任期つき短時間勤務職員を採用することができる旨を定めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館議員。</p> <p>私としては、5号議案は非常に結構だと。議案第6号、これについては、いや、いいのかなという思いがあります。公務員の定年が65歳ということが全くもうすぐ先に見えていると。そして、みんな年をとっても仕事を頑張りましょうと。一億総何とかということを叫ぶさなかに、これでいいのかなと。やっぱり、公務員たるもの、気力、体力、それに気をつけて住民のいろんな負託された仕事に応えていかなければならないという思いからすれば、これはちょっと今の時流・時世に逆行しているのではないかなとも考えられます。</p> <p>そこで、いや、公務員だけがやたら優遇ではないのかということで、第一に、さっきしゃべった5号議案と共通するところなのかわからないけれども、背景はどうなっているんですかということを知りたい。</p> <p>それから、1週間の勤務時間の2分の1、5号では2分の1だったけれども、ここも2分の1でいいんですかと。2分の1とかそういうふうに働かなくてもいいんだということになれば、またこれは公務員バッシングが始まるのではないかと。民間の動向はどうなんですかと。民間はこういうことを気軽に許せる今状況ですかということについてお聞きしたいと思います。お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>答弁を求めます。総務課長。</p> <p>この条例案につきましても、先ほどの条例と同様、地方公務員法の改正が平成16年にありまして、県では平成17年にこのような条例を制定しておりまして、当町は先ほどと同様見送ってきましたけれども、県から強い指導を受けて今回提案するものであります。</p> <p>あと、具体的にこれはどういうことかといいますと、定年から</p>

		<p>5年を差し引いた年齢、55歳以上ということになりますけれども、体力的にちょっとフルタイム勤務はもうきつくなってきたとか、あと家族の介護で午後3時以降ちょっと仕事から離れたいたいというような、そういうことが具体的に考えられますけれども、そういう方につきましては、1週間、まず例えば6時間勤務ずつ働いて、あとの2時間は自宅に戻っていただくとか、当然その分は給与は減額となるものであります。</p> <p>あと、民間のところということでしたけれども、ちょっとそこまでは私は把握できてございませんので、以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番、西館議員。</p> <p>これは65歳に定年になれば、ここは5年を減じたということになれば60歳ということになるのか、今55歳をそのまま維持するのか、恐らく10歳にするのが妥当だと思いますけれども、やっぱり私自身もいつかは公務員を経験した者として、いや本当にいいのかな、住民の皆さん、県民の皆さん、国民の皆さんは、公務員の働き方がここまで緩くされていることに対して本当に理解をしてくれるのかなという思いが出てきます。こういうふうにしなくても、やっぱり休暇であれば特別休暇があるし、いろんな待遇の改善で職員の勤務しやすい方向に持っていくこと、これは常に要求されているわけですし、こういうふうにはあんと決められて手形をもらえるということが、それ以外の人たちに理解されるのか甚だ疑問です。そこだけ、特に質問ではありません。</p> <p>以上、終わります。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>答弁を求めます。総務課長。</p> <p>答弁させていただきます。</p> <p>65歳に定年が延びた場合はどうなのかというご質問がありましたけれども、定年から5年を差し引いたという条例でありますので、その場合は60歳以上という適用になるかと思えます。</p> <p>あと、県の取り扱いに準じてと申し上げましたが、県では既に10年も前からこの条例を制定しておりますけれども、先ほどの</p>

<p>当局の説明</p>		<p>修学部分休業と同様、ほとんど利用する職員はいないというお話を伺っております。現在、この条例については、県内市町村10団体程度しかまだつくってございません。今回、県のほうから指導があって、全部の市町村でつくるようにという指導を受けたところでもあります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案について質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第6号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>お昼のため、1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時59分)</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時30分)</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>日程第13、議案第7号、おいらせ町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>議案第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の29ページから33ページをごらんください。</p> <p>本案は、地方公務員法第26条の6に規定する配偶者同行休業について、職員が外国での勤務により外国に居所を定めて滞在する配偶者と生活をともにするために休業することを承認する旨を定めるため提案するものであります。</p> <p>主な内容を申し上げますと、休業が認められる期間は3年と</p>

		<p>し、対象となるものは配偶者の外国での勤務などとなります。給与については休業中は支給されません。</p> <p>なお、本案は、午前中議決いただきました議案第5号及び6号同様に県からの指導を受けて提案するものであります。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館議員。</p> <p>西館です。</p> <p>5号、6号、そしてこの7号、結構なことばかりで、ただ理解かないところがあるということは自分も古い人間なのかなと。まさに公務員の社会も隔世の感があるなど、その労働条件と いいですか、そう思います。</p> <p>さて、この条例については、用語の解説がありません。用語の定義がありません。それで、ここでいう外国の定義はどういうふうになりますか。まず、それをお願いします。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>答弁を求めます。総務課長。</p> <p>外国という定義がございません。普通に考えれば、日本以外ということになるかと思いますけれども。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番、西館議員。</p> <p>海外とか国外ということであれば、今の答弁かなと思いますけれども、外国ということですから、恐らく自国以外のほかの国となるかと思うんですが、例えば、いや本当に細かいことでごめんなさいね。制定、やっぱりこれが県の指導によって決められて、画一的に恐らく決められたのかもしれないけれども、それでいいのかなと。例えば、日本が国として認めていない区域があるわけですね、北朝鮮だとか台湾だとか。それから、よくただいまオ</p>

<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>リンピックなんかでもどここの国が入場しましたと。そして、国以外のどここの地域が来ましたと、地域もあるわけです。ですから、ここが簡単に外国ということでもいいのかなと私は感じました。総務課長としてはいかがでしょうか。</p> <p>答弁を求めます。総務課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>地方公務員法の第26条の6を見ておりますけれども、その中にも外国という定義はございませんで、外国での勤務、その他条例で定める事由により、外国に住所または居所を定めてというような表現でありまして、その外国という捉え方をこの中でうたっているわけではございませんので、私も勉強不足であるかと思っておりますけれども、ですので、ただいま申し上げましたように、地方公務員法の条項に基づいて条例を制定したということでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p> <p>沼端副議長 (議員席)</p> <p>沼端副議長 (議員席)</p> <p>沼端副議長</p>	<p>11番、西館議員。</p> <p>根本となる地公法がそういうふうになっているということであればよろしいかと思いますが、ここは地公法を受けているよということは具体的にはありませんし、やっぱりこれだけを見れば恐らく外国というよりも海外とか国外というふうな用語が適切ではないのかなと思いましたので、細かいことですが話をさせていただきました。特にありません。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p>

なしの声

なしの声

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p>	<p>これから議案第7号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>日程第14、議案第8号、おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	<p>税務課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の34ページから38ページをごらんください。</p> <p>本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条に規定する承認地域経済牽引事業を行うための設備投資に対し、徴税の特別措置を図ることにより、地域経済を牽引する事業を支援し、町成長発展の基盤強化を図るため提案するものです。</p> <p>対象となる資産は、承認を受けた事業者が基本計画の同意の日から起算し、5年以内に取得した建物、設備及び土地ですが、取得価格の合計が農林漁業及びその関連産業については5,000万円、それ以外については1億円を超えることが条件になっています。</p> <p>特別措置の内容は、取得後3年間、固定資産税の課税を免除するものです。なお、免除による税の減収分については、その75%を3カ年交付税措置による補填が受けられる予定となっております。</p> <p>施行期日につきましては、公布の日からとなります。</p> <p>なお、工場誘致奨励条例の工場操業奨励金の交付を受けたものは、この課税免除は行わないものとする除外規定を設けています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>説明が終わりました。</p>

当局の説明	(議員席) 沼端副議長	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席) 沼端副議長	**なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第8号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 沼端副議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	沼端副議長	日程第15、議案第9号、おいらせ町民プール条例の制定についてを議題とします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)	それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。 議案書の39ページから42ページをごらんください。 本案は、本年6月に供用を開始するおいらせ町民プールについて、地方自治法第244条の2の規定に基づき、設置及び管理に関し必要な事項を定めるため提案するものです。 条例案の主な内容ですが、40ページをごらんください。 第1条は、設置の目的をうたっております。第2条は施設の名称及び位置を、第3条は管理は教育委員会が行う旨を、第4条では使用料は無料とする旨をうたっております。第5条から第7条は、41ページにわたり、利用に係る許可、条件、制限及び許可の取り消し等について、第8条と第9条ではそれぞれ利用者に対する原状回復と損害賠償の義務を、第10条は、42ページにわたり、管理を一部委託できる旨を、そして第11条から第13条では指定管理者制度の取り扱いを、第14条は委任事項を規定するものです。 なお、条例は平成30年4月1日から施行するものです。

		<p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	沼端副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、檜山議員。</p>
	7番 (檜山 忠君)	<p>7番、檜山です。</p> <p>ちょっと伺いたいんですけども、名称をおいらせ町民プールというふうになっていましたけれども、広報で名称を募集していたような気がするけれども、それはどういうことなんですか。</p>
答弁	沼端副議長	<p>答弁を求めます。社会教育・体育課長。</p>
	社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)	<p>お答えいたします。</p> <p>あくまでも正式な名称は、おいらせ町民プールとしたいということで条例で定めますが、皆さんに親しんでいただけるために、今愛称のほうを募集しております。例えば、バスであれば「おいらくんバス」とか、そういった形での施設の愛称を募集しているということでございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	沼端副議長	<p>7番、檜山議員。</p>
	7番 (檜山 忠君)	<p>それは、ずっともう末代まで続く名称になるんですか。それとも、途中でまた変わることがあるということですか。</p>
答弁	沼端副議長	<p>答弁を求めます。社会教育・体育課長。</p>
	社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)	<p>基本的にはそのまま、ずっとその採用されたものを愛称として使っていきたいなと考えております。</p>
	沼端副議長	<p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>6番、平野議員。</p>

質疑	6 番 (平野敏彦君)	<p>私は、この中で管理委託が指定管理者の部分で出ていますけれども、この指定管理者は現在そうすると6月から運用開始するわけで、4月になればこういう事務手続をしていくということで理解をしていいのか。指定管理者の町内にあるのか、それとも広く町外から募集して決めていくのか、この辺、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	沼端副議長 社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)	<p>答弁を求めます。社会教育・体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、指定管理者制度についてですが、条例上あくまで指定管理者制度を活用できるというような条例になっております。具体的には、今現在は業者のほうに管理を委託する想定をしております。実際にそういう実績があるところに指定管理者制度等について聞いたところですが、なかなか当町のプールではそういったのが難しいというような回答をいただいておりますので、まずは委託業者のほうで管理をお願いする予定としております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	沼端副議長 6 番 (平野敏彦君)	<p>6 番、平野議員。</p> <p>私は、町民が広く利用する、また町外からの利用者も見込まれるこの施設です。施設管理だけではなくて、いろんな意味でこのプールの有効利用を考えたときに、例えば病気とかそういう方で運動療法が必要だとか、そういう人方に対して、ちゃんとインストラクターがいて指導できるとか、日常の利用率を高めるためにも、施設管理だけではない部分でその委託をしていくというような方法が一番ベターではないかなと私は思っておりますけれども、やっぱりこの辺というのはただ施設の管理だけを委託するのか、ある一定の知識を有したそういう業者のほうにお願いして、独自に委託業者のほうでプログラムを組んで運営していくということも考えているのか、この点についてはどういう捉え方をしているかお聞かせいただきたいと思います。</p>
	沼端副議長	<p>答弁を求めます。社会教育・体育課長。</p>

答弁	社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)	<p>お答えいたします。</p> <p>基本的に業者委託となった場合、その業者のほうでなかなかそういったインストラクター等を確保してやっているという事例はないようでございます。実際には、そういった部分では難しいといったことございましたので、例えばそういった水泳教室、あるいはアクアビクス等水中運動については、また別に講師の方等をお願いして、委託とは別の形で講座等を開催していきたいと考えております。当面はそういった形で進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	沼端副議長 6番 (平野敏彦君)	<p>6番、平野議員。</p> <p>三沢にはスイミングスクールがありますし、八戸にはヤクルトスイミング、ウイング、それから3カ所あるんですけども、やはりそういう形で全国的組織でプールを運営している組織があるわけで、私は管理委託をするのであれば、そういう現在プールを管理運営している、そしてまた指導もしているそういうところに照会をして、いろんな意味でのプログラムを組んで年間指導できるような形での委託をすることによって、このプールの効果というのは非常に高まるのではないかと。ただ単に施設管理だけで、来た者に無料で泳がせるということでは、ちょっともったいないなど。</p> <p>有効利用するということからいったら、私の知っている、うちの子供も水泳をやっていたのものですから、そういう施設の方と話をする機会があって聞いてみたら、いや、うちのほうでももし声がかかればそういう形での提案をしていきたいという話も聞いておりますので、八戸には3カ所あるわけですから、私は受けるところもあるのではないかと。それによっていろんな意味での町民の健康、それから子供たちの利用、私はプール利用は無料がいいと思うんですけども、例えばプログラムによってはそのコースによってお金を負担しても私は受けたいという高齢者の方もおりますので、その辺も考慮して、やっぱりただ単に管理委託ということではなくて、いろんな意味での発想を変えて対応して</p>

<p>当局の説明</p>	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>いただきたいと思います。ぜひ、検討して下さるようお願いして終わります。</p> <p>答弁は要らないですね。 ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案について質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第9号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>日程第16、議案第10号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
	<p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>議案第10号についてご説明申し上げます。 議案書の43ページ、44ページとなりますが、新旧対照表を見てご説明いたしますので、156ページ、157ページをよろしくお願いいたします。 本案は、将来的な県立高校再編を見据え、百石高等学校の魅力向上のための町の支援等について協議検討を行うための附属機関の新設と、本年4月1日からの国民健康保険関係法令の一部改正の施行及び新学校給食センターの供用開始に係る2つの附属機関の所掌事項等の見直しを行うため提案するものであります。 主な内容を申し上げますと、百石高等学校魅力アップ推進業議会は、百石高等学校への町の支援に関する協議、提言及び魅力アップに関する調査研究をするため、百石高等学校関係者や中学校</p>

		<p>教育関係者、関係機関等15人以内の委員で構成し、任期は2年以内として新設するものであります。</p> <p>また、国民健康保険運営協議会は、国民健康保険関係法令の一部改正により、委員の任期を2年から3年に、学校給食センター運営委員会は、対象小学校数が3校から8校に拡大となるため、委員の定数を7人から20人以内に変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野議員。</p>
質疑	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番です。</p> <p>私は、給食センターの運営委員の人数が20人ということですが、余りにもこれは多いのではないですか、と思いますよ。小学校、中学校合わせて8校ですけれども、全てのこの8校の学校から入ることになるんですか。この構成する中身というのはどういう形で20人を割り振りするのか、ちょっとここをお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>答弁を求めます。学務課長。</p> <p>今、こちらの条例改正のほうにのっているのが、給食センターの運営協議会の委員になっております。あと、こちらのほう7名ということで現在校長とPTA会長、あとその他教育委員会が認める者として商工会長にお願いした経緯がございます。</p> <p>あともう一つあるのが、単独調理校のほうには単独調理校用の給食運営協議会というのがございます、こちらの構成メンバー13名になっております。こちらのほうは、教育長を筆頭に各小中学校の校長、あとPTA会長、あと栄養士が、下田中学校と木ノ下小学校の栄養士2名が入るといった構成になっておりますので、それがセンター1カ所で行うということになりましたので、単独校の運営協議会の分をセンターのほうに異動したという形になります。</p>

質疑	沼端副議長	以上になります。
	6番 (平野敏彦君)	6番、平野議員。
		6番です。
		私は、これだちょっとね、余りにも簡単に考えているなど。人数が多ければいいというものでもないでしょう。これは、学校給食調理をするための現場、それから親、栄養士、この構成の中でいったら、私はほぼ十二、三人あれば十分その機能を発揮すると思いますよ。何で20人もいなければ機能を発揮できないということですか。減らしていいのではないかと思います。とにかく、数が多ければいいという時代ではないと思いますよ、私は。
答弁	沼端副議長	答弁を求めます。学務課長。
	学務課長 (泉山裕一君)	今現在考えているもの、あくまでもこれは20人以内という形で考えておりますので、今現在考えているのは、まず学校長8校とあとはPTA会長8名と、あと学識経験者として今現在予定しているのは、保健所のほうにお願いしたいということで考えております。あとは、一般公募2名以内として一般の方にもいろいろ参画していただきたいということで、2名ほどの枠をとってやっていきたいなと思っておりますので、とりあえずは今始まったばかりですので、せめて学校長とPTA会長は最初のあたりは一緒に入れて、いろいろ運営していきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。
		以上になります。
質疑	沼端副議長	6番、平野議員。
	6番 (平野敏彦君)	私は、公的機関で特別問題が発生するような組織でもないし、やっぱり現場関係ですと校長会とかそういうのがあって、代表する人がいるわけですから、すべからく全部を集めてということでもなくてもいいのではないかと思います。20人以内ということになっていますので、私は必要最低限で構成して運営してほしいと意見を申し上げて終わります。

	<p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>11番、西館議員。</p> <p>11番、西館です。</p> <p>私は、百石高校関連で質問させていただきます。</p> <p>私は、一日も早く百石高校を卒業の町長が出てほしいと日々切望、熱望するぐらい百石高校のファンではありますが、ここに百石高等学校魅力アップ推進協議会と、この名前が私としては違和感があるんですね。あくまでも百石高校を魅力あるものにする人たちは、生徒がまず第一であって、そしてその運営、あるいは教育そのものに携わる方々であるはずだと。少なくともそれ以外の人たちが主体的に能動的にアップ推進というのは、何か違和感を感じるなと思います。</p> <p>そこで、これ、何でこういうふう「魅力アップ」というふうな、その決まった経緯をまず第一に知りたいです、この名称。</p> <p>それから、その魅力アップのために、ではここに掲げられている人たちはどういうふうなことをするという想定なんでしょうか。</p> <p>以上、2点お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>百石高等学校の魅力アップ推進協議会の関係でございます。まず、この名称につきましては、当初課内でもいろいろ議論した経過がございます。事の発端は、青森県のほうで、県教育委員会のほうで県立高校の再編計画が出たのが発端でございます。地域になくてはならない高校、百石高校をずっと存続させていきたいというその思いから、今のうちから町ぐるみで関係者全員でいろんな協議検討をしていかなければいけない、その受け皿となる協議会をつくらうというもので立ち上げたものです。</p> <p>その名称につきましても、当初、平たく言いますと、例えば存続検討委員会だとか、再編対応委員会だとか、そういったことも案としては出ました。ただ、現在において百石高校がもう必ずな</p>

		<p>くなるとは決まったわけではございません。存続ということが一人歩きいたしますと逆にマイナスイメージ等も考えられますので、百石高校を魅力アップさせて、入学したいという人もどんどんふえれば、当然倍率もふえていきますし、そういったものをどんどん高校そのものを魅力アップさせていくというプラスイメージのほうがいいだろうということで、高校の学校長ともいろいろ相談した結果、「魅力アップ」でいこうということで決まった経緯がございます。</p> <p>それから、どんなことを検討していくかということも、実際にこの協議会を設置してから具体的なことを考えていきたいと思っております。現在町のほうでは、例えば高校生レストランに対する支援だとか、あとはアクティブラーニングの支援とか、そういったものをいろいろしていますが、これは町だけで経費的な支援をしているものでございます。それ以外にも、町のいろんな関係機関で百石高校を存続、これからも魅力向上させるためにさまざまな取り組みができると思っておりますので、この協議会を設立後、関係者が一堂に会して今後も百石高校が存続し、魅力をさらに盛り上げていくようなものが何かないのかどうかというものを、その協議会の中で検討していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>11番、西館議員。</p> <p>存続というものを前面に出した名称というわけにはまだいかないということですので、わかりました。</p> <p>それから、魅力アップするための支援方策はそれゆえに数々あるという思いでいらっしゃるということですので、頑張ってくださいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案について質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>
質疑	沼端副議長	
	11番 (西館芳信君)	
	沼端副議長 (議員席)	
	沼端副議長	

当局の説明	(議員席) 沼端副議長	討論ありませんか。 **なしの声**
	(議員席) 沼端副議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第10号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	沼端副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	沼端副議長	日程第17、議案第11号、おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 当局の説明を求めます。 まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (田中貴重君)	それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。 議案書は45ページから46ページをごらんください。 本案は、ハートピア基金の財源であります新しい市町村振興宝くじ「オータムジャンボ」が新市町村振興宝くじ「ハロウィンジャンボ」と名称が変更されたことにより、条例の一部を改正するため提案するものであります。 以上で説明を終わります。
	沼端副議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席) 沼端副議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席) 沼端副議長	**なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第11号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 沼端副議長	**なしの声** 異議なしと認めます。

<p>当局の説明</p>	<p>沼端副議長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18、議案第12号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	<p>税務課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の47ページから49ページを、新旧対照表は159ページから161ページになります。</p> <p>本案は、国保の財政責任主体が都道府県に移行することに関連した地方税法の改正が、本年4月1日から施行されることに則し、必要な条例改正を行うものであります。</p> <p>その内容ですが、町で課税する保険税は、県に納付する国民健康保険事業費納付金の費用に充てるためのものであることを条例に明記したものです。</p> <p>改正の施行期日は本年4月1日とし、平成30年度からの保険税について適用するものとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第12号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>沼端副議長</p>	<p>日程第19、議案第13号、おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	<p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>それでは、議案第13号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書では50ページから51ページ、参考資料は162ページになります。</p> <p>本案は、第7次分権一括法による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により生ずる条項のずれに対応し、これを引用する本条例に所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>162ページをお開きください。</p> <p>認定こども園の認定等の事務権限を指定都市へ委譲することになり、認定こども園第3条に所要の条項が追加され、同条第9項が同条第11項になるため、これを引用する本条例第15条第1項第2号中の現行の下線部分、同条第9項を改正案の下線部分、同条第11項に改正するものであり、当町の特定教育、保育の取り扱い方針に変更はございません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案について質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第13号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

当局の説明	沼端副議長	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第20、議案第14号、おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p>
	環境保健課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の52ページ、53ページをごらんください。</p> <p>本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>改正内容につきましては、国民健康保険法の一部改正により、都道府県も国民健康保険の保険者となり、市町村とともにそれぞれの役割を担って国民健康保険事業を運営していくことに伴い、町が行う国民健康保険を町が行う国民健康保険の事務に改正するのであります。</p> <p>なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	沼端副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	沼端副議長	<p>なしと認め、本案について質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
(議員席)	<p>***なしの声***</p>	
沼端副議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第14号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>	
(議員席)	<p>***なしの声***</p>	
沼端副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>沼端副議長</p>	<p>ます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>なしと認め、本案について質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第15号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>日程第22、議案第16号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
<p>介護福祉課長 (小向仁生君)</p>	<p>議案第16号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の56ページから57ページになります。</p> <p>本案は、第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの介護保険第1号被保険者の介護保険料の額等を改めるために、町介護保険条例の一部を改正するものであります。</p> <p>その改正内容についてご説明申し上げます。</p> <p>166ページ、添付参考資料をごらんください。</p> <p>第2条の保険料率では、第1項で冒頭申しましたように、適用年度を平成30年度から平成32年度までの3カ年度に改めたほか、10段階に分けた各区分の年間保険料を改めております。</p> <p>標準となる第5号(5)になりますけれども、ごらんください。</p>	

		<p>年額8万3,640円から8万1,000円に引き上げております。月額に換算いたしますと6,970円から6,750円、220円の引き下げとなりました。以下、どの区分においても引き上げております。</p> <p>めくっていただいて、167ページの第2項では、所得の少ない第1号区分の減額賦課の年度を改めております。</p> <p>なお、先般2月14日の議員全員協議会で説明したときと同じく額の変更がないことを申し添えておきます。</p> <p>次に、第9条の保険料の減免では、減免を受けようとする申請書の提出期限を撤廃しております。これは、提示施設の被収容者に対しては、介護給付が受けられないことから、現在徴収している介護保険料を収容されている期間は徴収しないという考えから、国が各市町村に通達した減免措置によるものであります。</p> <p>なお、収容されている間に介護が必要となったときは、施設内において病気になったときと同じように国が責任を持って対応することとしております。</p> <p>次に、罰則規定の第14条では、介護保険法の改正により過料を科すことを65歳以上の第1号被保険者に限定していたものを、40歳以上65歳未満の第2号被保険者にも適用させたもので、引用する条文が改められたことから条例の一部改正を提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第16号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>(議員席)</p>
--	--	--

当局の説明	沼端副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	沼端副議長	<p>日程第23、議案第17号、おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (小向仁生君)	<p>議案第17号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の58ページから59ページになります。</p> <p>本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の更新時に研修が導入されたことから、引用する町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。</p> <p>その改正内容についてご説明申し上げます。</p> <p>168ページ、添付参考資料をごらんください。</p> <p>現行の第4条第1項第3号の括弧書きでは、引用する省令を第140条の66第1項イ(3)に規定する研修を修了した者を主任介護支援専門員としておりますが、改正案では、第4条第1項第3号の括弧書きで引用する省令を第140の66第1項イ(3)に規定する主任介護専門員としており、この規定は5年を超えない期間ごとの主任介護支援専門員更新時研修を修了した者と規定しております。この介護保険法施行規則の改正により、引用する条文が改められたことから条例の一部改正を提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	沼端副議長 (議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
沼端副議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>	

なしの声

当局の説明	(議員席) 沼端副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第17号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 沼端副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	沼端副議長	<p>日程第24、議案第18号、おいらせ町公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>議案第18号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の60ページから61ページをごらんください。</p> <p>本案は、都市公園法が都市緑地法等の一部を改正する法律により改正されたことに伴い、都市公園に係る所要の改正が必要となったため提案するものです。</p> <p>改正内容について説明しますので、61ページをごらんください。</p> <p>第7条の2の次に第7条の3として、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を定める条文を新たに追加するものです。</p> <p>また、新旧対照表は添付参考資料の169ページに記載しております。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	沼端副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
(議員席) 沼端副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>	

当局の説明	(議員席) 沼端副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第18号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 沼端副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	沼端副議長	<p>日程第25、議案第19号、おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>議案第19号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の62ページから65ページをごらんください。</p> <p>本案の道路占用料の額については、道路法施行令に規定する額に準じて定めているため、同施行令が改正されたことから、これに準じて本条例の別表に定めている占用料の額を改定するものです。</p> <p>今回の改正の主な理由として、1点目は固定資産税の評価額評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路占用料の改定を行う。</p> <p>2点目は、地価に設ける食事施設等の道路占用料の額の適正化を図るため、上空に設けるもののほか、地価に設けられるものが一定程度認められるようになったことを踏まえ、地下に設けるものに係る区分を新たに設定。</p> <p>3点目は、現行の道路占用料の額の計算方法において、占用物件の面積や長さについて端数処理方法を見直し、計算方法を精緻化し改正を行っております。</p> <p>条例の新旧対照表は、添付参考資料の170ページから177ページに記載しておりますが、改正により占用料の額が全体的に引き下げられることとなります。</p> <p>なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

当局の説明	沼端副議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	
	(議員席)		***なしの声***
	沼端副議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	
	(議員席)		***なしの声***
	沼端副議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第19号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
	(議員席)		***なしの声***
	沼端副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
	沼端副議長	日程第26、議案第20号、おいらせ町菜飯地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。	
	地域整備課長 (澤口 誠君)	議案第20号についてご説明申し上げます。 議案書の66ページから67ページをごらんください。 本案は、都市緑地法等の一部を改正する法律による都市計画法及び建築基準法の改正に伴い、引用条項の所要の改正が必要となったため提案するものであります。 改正内容について説明しますので、添付参考資料の178ページの新旧対照表をごらんください。 同条例の別表の中で、区分B地区、C地区において、建築してはならない建築物欄中の建築基準法別表第2(チ)を同法の改正に合わせ、法別表第2(リ)に改めるものです。 なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。	

質疑	<p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>長い間この地区計画について私自身誤解していましたので、きょう確認させてください。私は、菜飯地区というよりも、その向かいの高田とか苗振谷地地域がずっと地区計画なのかなと、地区計画がかぶっている区域なのかなと思っていましたけれども、今現在町では地区計画と称するものが幾つありますでしょうか。まず、それが1つ。</p> <p>それから、菜飯地区となっておりますが、ここはいわゆる菜飯と呼ばれるところの地区だけですか、それともそのほかのもっと広がった別の地域も包含していますでしょうか。</p> <p>そして、3つ目が、この計画の必要性というか、概要についてちょこっと説明していただければとまず思います。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p> <p>町の中で地区計画という条例で定めるものについては、菜飯地区だけになります。かんぶん等については、また地区計画ということで、提案制度ということでそちらのほうは今回開発等がされたものになります。</p> <p>どこまでの区域かと申しますと、区域的には現在あるイオン、それとイオンから国道を挟みまして南側の一部、それとイオンの西側のほうまでの区域が設定されております。</p> <p>必要性等については、イオンショッピングセンターを誘致というか、する際に地区計画として条例化したものになっているものと認識しております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番、西館議員。</p> <p>そうすれば、まるっきり私が100%誤解していたわけでもないということが今わかりました。そして、この住宅地図なんか</p>

		<p>で見ますと、もうほとんどイオンが入っているところがほとんどになるわけですが、向かいのほうがちよこつかな、それでもパーセンテージにしてイオン以外のところはわずかということで、しかもA、B、Cに分けられているということですが、このA、B、C、別に詳しく説明しなくてもいいですから、西からA、B、Cとなっております、東からA、B、Cとなっておりますとかというふうな説明でよろしいですので、そこ一点お願いします。</p>
答弁	沼端副議長	答弁を求めます。地域整備課長。
	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>区域のA、B、Cの分けている範囲等につきましては、ちょっと手持ちの資料でありませので、後刻報告したいと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
	沼端副議長 (議員席)	<p>11番、いいですね。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	沼端副議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	沼端副議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第20号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	沼端副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	沼端副議長	<p>日程第27、議案第21号、おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p> <p>沼端副議長 (議員席)</p> <p>沼端副議長 (議員席)</p> <p>沼端副議長 (議員席)</p> <p>沼端副議長</p>	<p>議案第 2 1 号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 6 8 ページから 6 9 ページをごらんください。</p> <p>本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法が改正されたことに伴い、引用条項及び認知症患者等が住宅入居者である場合における収入申告義務が緩和されることになったため、関係規定の整備を図るため条例改正をするものです。</p> <p>改正内容について説明しますので、添付参考資料の 1 7 9 ページから 1 8 0 ページの新旧対照表をごらんください。</p> <p>第 7 次地方分権一括法が一部施行され、公営住宅法政令・省令が改正されたため、引用条項に条ずれが生じたことに伴い、町管理条例の規定において、第 1 3 条、第 1 5 条第 2 項、第 3 8 条及び第 3 9 条の引用条項を改め、入居者が認知症等により収入の申告をすること等が困難な事情にあると認めるときは、町が官公署における必要な書類を閲覧すること等により把握した収入に基づき、町営住宅の家賃を決定することができるように、第 1 4 条第 1 項、第 1 5 条第 1 項、同条第 3 項及び第 3 0 条第 2 項に条文を加え、申告義務の緩和を図るものです。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第 2 1 号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
--------------	---	---

答弁	沼端副議長	<p>ここで、14時45分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時30分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時46分)</p>
	沼端副議長	<p>ここで、地域整備課長より、11番、西館議員からの質疑について答弁漏れがあり答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>先ほどの11番、西館議員の質問に対する答弁をいたします。</p> <p>A地区については、面積が24.9ヘクタール、用途としては工業地域になっております。場所としましては、イメージとして、アサヒ、また東京インテリアを含めた有料道路のインターからおりてきた出口からの東側のエリアというふうに考えていただければと思います。</p> <p>続きまして、B地区になりますが、こちらは面積は44.4ヘクタール、近隣商業地域となっており、流通サービス施設を中心とした商業用地として合理的な土地利用を図るということで設定しております。イメージとしまして、タケダスポーツ、また今住宅展示場等がある部分を含めた国道の南側のエリアと考えていただければと思います。それと、含めまして一部交番のところの交差点の北側の西のエリア、ちょっと鳥居とかアパートがあるあたり、あの辺の部分もこのエリアに含まれております。</p> <p>C地区については、面積が22.7ヘクタール、こちらの近隣商業地域となっており、多様な機能を備えた複合型商業施設の立地誘導を図るということになっております。これが主にイオンの敷地と考えていただければと思います。</p> <p>それと、先ほど言いましたイオンの西側のほうの地域、国道から考えますと北側のエリアになりますが、こちらのほうについても先ほどアサヒ、また東京インテリアと含めたA地区という設定になっております。</p> <p>今の説明でわかりにくい部分があるかと思しますので、もう一度ご確認の際は地域整備課のほうにおいでいただければ、今回の図面をまたお見せしたいと思しますので、よろしくお願ひいたし</p>

<p>当局の説明</p>	<p>沼端副議長</p>	<p>ます。答弁のほうすぐにできませんで、申しわけございませんでした。</p> <p>日程第28、議案第22号、おいらせ町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
	<p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>議案第22号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は70ページ、71ページに、新旧対照表は181ページ、182ページになります。</p> <p>新旧対照表で説明いたしますので、181ページ、182ページをごらんください。</p> <p>本案は、平成30年4月から稼働予定の新学校給食センターの移転改築に伴い、位置の変更や配置される職員の変更について、所要の改正を行うため提案するものです。</p> <p>具体的には、第2条の名称及び位置については、おいらせ町中平下長根山1番地20とし、第4条の職員を所長、その他必要な職員とするものです。また、その他の条項につきましては、適用法律や名称等を整理したものになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第22号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
<p>沼端副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>	

		<p>高めるといふことも一つではないかなと思ふんですが、その考えはいかがですか。</p> <p>沼端副議長</p> <p>答弁を求めます。社会教育・体育課長。</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>ただいま議員がおっしゃったとおり、今囲碁クラブが定期的にご利用いただいております。その件に関しては非常によいことなど、また囲碁も将棋と同じような対局・対戦形式ですので、非常に活用しやすいと伺っておりますので、何らほかの団体の利用を妨げるものではございませんので、利用したい団体等があればぜひ活用いただければと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番、檜山議員。</p> <p>ただ、大山将棋会館ということなので、将棋がメインになるのはなるんでしょうと、そうは思いますけれども、どうですか、将棋クラブというのが町には存在しているんですか。何かいろいろ話を聞いてくると、町が主導で何か全てやっているように聞こえますけれども、その点、囲碁クラブの人たちは自主的に全部やっているんですよね。そういうのを考えれば、ちょっとそういうやり方等について町が今主導しているのであれば、そういう移管をしていくべきではないかなとそう思いますけれども、いかがですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>答弁を求めます。社会教育・体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、囲碁クラブは自主活動ということと、あと将棋に関しましては今までのさまざまな経緯等があつて、町も多く行政が携わってきたという経緯がございますので、そこはそことしてですが、実際には運営等にも日本将棋連盟の青森おいらせ支部の方々にも多大に貢献をいただいておりますので、実際には行政では運営できない部分多々ありますので、そういったご協力をいただい</p>

<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>ております。</p> <p>また、ご活用するのに関しましても、大山将棋記念館はほぼ毎日のように将棋愛好者の方が十数名程度訪れていただいているということですので、将来的にはそういったことも検討しながら、行政だけではなく町全体として取り組んでいければいいのかなとは考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>7番、檜山議員。</p> <p>早目に民間のクラブを立ち上げて運営させるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。前にもいろんなことで町がかかわっているのは離して、民間に自主運営をさせようという政策があったはずだと思うんですけども、やっぱり将棋だけが何となく町が加わってやっているような気がするので、早目にやったほうがいいのではないかと思いますので、そこら辺、よく考えていただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>答弁を求めます。社会教育・体育課長。</p> <p>確かにそれぞれ活動している団体、個々であると思いますし、自主活動という部分でもありますし、あるところもあるとは思いますが、また町が実際に運営している大会等も多々ございますので、そういった部分は整理しながら検討はしたいと思います。ただ、性質的にもなかなか愛好会として自分たちが楽しむためにやるのと、まちづくりとか活性化のためにやるという事業もまたこれは違った意図もあると思いますので、その辺を含めながら今後検討させていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>8番 (川口弘治君)</p>	<p>ほかに。</p> <p>8番、川口議員。</p> <p>8番です。</p> <p>課長、この将棋文化というか、旧百石時代からのあれですけれ</p>

		<p>ども、まずはっきり説明をきちっとされたほうが、分けけて。というのは、まずは百石小学校が将棋大会でとか、大山名人とのつながりとかさまざま、教育的見解、見地のほうが高いと、そういう意味合いで教育長部局で担当してやられている経緯があると思います。その辺の町のかかわり方があるということを鮮明に位置づけて説明をしたほうがよろしいかなと思いますが。</p>
答弁	<p>沼端副議長 社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>答弁を求めます。社会教育・体育課長。</p> <p>今、議員がおっしゃられたとおり、旧町時代から教育的な部分、あるいは町の活性化ということでこの将棋事業に取り組んできた経緯等も多々あります。そういったことで行政が携わってきて、将棋を普及・推進してきたということもありますので、その部分は重々考えながら今後についても進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>沼端副議長 8番 (川口弘治君)</p>	<p>8番、川口議員。</p> <p>町で担当して、担当者、将棋を経験した方であれば非常に理解があつて、あと指導者、さまざまな先生、今もずっと指導いただいている先生なんかでも、やっぱりもう少し町でかかわるのであればそういう理解のある担当者もつけてほしいと。小学校から中学生、将棋文化、教育の一環としてと、そういう大きな意味合いもあつて、育てていく一つの社会教育の一環として、そういうところでそういうボランティアで指導されている、かかわっている先生のお話もそういうお話もあると。ですから、町としても位置づけをそのようなものとして捉えて今後進めていくのであれば、やっぱり担当者とかスタッフもそういう将棋背景、さまざまなものはやっぱり認識していろいろとかかわってほしいと。そういうことも必要になってくるのではないかなと思いますが、いかがですか。</p>
	沼端副議長	答弁を求めます。社会教育・体育課長。

答弁	社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)	<p>まず、担当者等についてですけれども、なかなか職員で将棋という難しいところもあるんですが、たまたま今将棋のおいらせ支部に所属している将棋ができる者が担当しております。こういったときには、当然そういった職員の能力等を活用して、例えば今実際には百石小学校のほうにその職員が行ける範囲で指導にも行ったりしていますので、そういった部分では重々かかわっていきたいと思いますし、含めて、職員も勉強しながら、当課も勉強しながら進めていきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	沼端副議長 8番 (川口弘治君)	<p>8番、川口議員。</p> <p>済みません、しつこいようで。大山名人のあそこに展示されている物は個人の方からの寄贈の物、マニアにとっては非常に貴重な物が展示されていると。これは、将棋ファンであればとてつもなく貴重な価値のある、それは当局もずっとそれをわかっていることと思いますが、ただ残念なことにアピールが非常に足りません。やっぱり、はたから見ると、先ほど山議員が投げつけたようなそういう質問等が、疑問が出てくるような、もっともっとやっぱり当局でそういうところも担当になった職員の皆さんもそうですが、そういうところの勉強も含めて堂々と自信を持って全国にもう本当に貴重な物を、ファンが来たい、見てみたいという物があるということのアピールですね。それはやっぱり自分たちの過去のおいらせの将棋文化のおさらいから始まって、どんどん、どんどん自信を持ってやっていけば、無料化も含めてもっともっとアピールして、人もふえるのではないかなど。まずは、将棋文化、小学生から教育的なものを含めてどんどん、どんどん普及していく、そういうところを全面的にもっと強くアピールしてほしいなと思います。</p>
質疑	沼端副議長 6番 (平野敏彦君)	<p>ほか。</p> <p>6番、平野議員。</p> <p>私は、この無料化については異議がありません。ただ、今8番議員も言いましたように、大山将棋記念館の本来何のためにつく</p>

		<p>ったかということが、ちょっと私から言わせてもらえれば、基本的な部分が欠けているのではないかな。位置づけが、まずは川口議員も言いましたように、これが基本になって町の活性化、いろんな町のPRをしていくんだという部分、それから子供たちの人間的な形成に将棋は非常に重要な位置を占めているということがちょっと私は欠落しているのではないかなと。</p> <p>やはり、さっきも言いましたように、子供たちが小学校の時代にもうそういういろんな意味で感覚を養ういい機会なわけですから、それを一般のスポーツクラブみたいな扱いをされるというのは、私は教育委員会としてもちょっと不勉強な部分ではないかなと思いますよ。これは違うんですよ、文化ですから、日本の。やっぱり、そういう意味では、まずはびしっとした考え方を持ってこの大山将棋記念館の運営に当たる、そして川口議員が言ったように、その文化をちゃんと守っていくというふうなものを確認しておきたいと思います。</p> <p>それで、一点、無料にするのはいいんだけど、誰でもそうすると今まで有料の地区に今度を入れるわけですね。そのときに、その管理、どういう形で手を触れさせない、簡単に言えば、貴重な資料が目当たりに誰でも見られるわけですから、もしかすれば盗難されるかもわからない。いろんなことが想定されるわけで、これらをどういう形で管理していくのか、守っていくのか、この辺は、見せるのはいいんですけども、ただそのままで自由にしていくのか、この辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。社会教育・体育課長。</p> <p>まず、ご質問のどのように見せるのかということで、実は2年前に無料化を考えたときに、防犯カメラも設置させていただいておりました。また、職員も下に、下にといいますか、その場面に立ち会えるような形で、防犯カメラのカメラを見ながらとか、さまざまなことをその防犯上を考えながら運用していきたいとは考えております。</p> <p>また、前段でありました将棋に対する考え方ですが、もちろん将棋の会館ですので、これから子供たちに将棋の指導、教室を含</p>
答弁	沼端副議長 社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)	

質疑		<p>めて実際には児童館等にも出張出前教室ということで伺って、将棋の普及に努めております。そういった部分も拡大しながら、そういった子供たちが大山将棋記念館に訪れたときに、まず無料で全て素晴らしい施設、中に展示品がございますので、そういうのを気軽に見ていただけるようにしていきたいなど。また、PRとしては、町外に向けても情報発信をして、観光バス等、旅行者等にも話しして立ち寄っていただけるように、そういった形で進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	沼端副議長	6番、平野議員。
	6番 (平野敏彦君)	<p>私は、倉敷にも足を運ぶ機会があつて行ったんですけども、やはりスペース的にいえば、うちのほうは倉敷よりも一回りスペースが広いような気もしますし、展示物だって向こうには引けをとらない形であるなという感じを受けました。ですから、やはり何かこう本末転倒するような利用の仕方はちゃんとびしっと守ってほしいと思いますよ。</p> <p>それから、観光についても、やはり今イオンとかそういうものに相当の集客が来ているわけですけども、おいらせ町のコーナーにもやはり将棋の部分での情報発信をしておくべきではないですか。私、何回もあそこおいらせのコーナーを見るんですけども、1カ月に人が行っているのを見れば1回か2回ですよ。もっともっとあそこに人が寄れるような魅力あるコーナーにしていくには、やっぱりこういう将棋とか、藤井聡太が例えば連勝した、これを今度大山将棋記念館でこういうイベントをやりますとか、グッズがありますとか、いろんな意味で活用すればいいのではないですか。私は、何かね、その施設がありながら活用の仕方が、川口議員でなくても、PRの仕方、発想がちょっと足りないのではないかと思いますので、ぜひその辺を、教育委員会だけではなくて、商工観光とかいろんな横の連絡を密にして、いい機会を捉えてPRしていくということが大事だと思いますので、よろしくひとつ検討していただければと思います。</p>
沼端副議長	答弁を求めます。社会教育・体育課長。	

<p>答弁</p>	<p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>まず、イオンの情報発信コーナーということですが、一応あそこには将棋の関係で置いてはいるんですけども、もっと目立つような工夫を考えていきたいなと思っております。また、あわせて商工などと連携しながら、そういったPR等も含めて考えていきたいと思います。</p> <p>また、利用に関してですが、基本的には使える部分では使っていただいて構わないのかなと。ただ、やはり将棋の当然部分での将棋会館、大山将棋記念館ですので、そこはルールをつくりながら活用していただくように考えていきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第23号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>日程第30、議案第24号、町道の路線廃止についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>議案第24号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の74ページから75ページをごらんください。</p> <p>本案は、認定路線の統合など、起終点の見直しにより、町道の適正な管理を図るため、道路法第10条第3項の規定に基づき、認定済み路線、第2染屋苔米地線外3路線延長2,939.6メ</p>

<p>当局の説明</p>	<p>沼端副議長</p>	<p>一トルの路線廃止を提案するものであります。</p> <p>なお、路線廃止の路線図は添付参考資料の185ページから186ページに記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>なしと認め、本案について質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第24号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>沼端副議長</p>	<p>日程第31、議案第25号、町道の路線認定についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>	
<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>議案第25号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の76ページから78ページをごらんください。</p> <p>本案は、認定済み路線の起終点の見直し及び町道整備事業等により整備された染屋中野平線外9路線、延長2,816.9メートルの適正な管理を図っていくため、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道として認定するため提案するものであります。</p> <p>なお、路線認定の路線図は、添付参考資料の187ページから191ページに記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>	

質疑	<p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館議員。</p> <p>11番、西館です。</p> <p>24号でも感じたんですが、25号、認定済み路線の起終点の見直し云々ということで、これ廃止だとか認定の理由になっているわけですが、見れば旧下田地区ばかりで旧百石地区は一つもないと。北部地区がダイナミックに都市計画の対象となっているというふうに、いいように解釈すればそういうふうになるんですが、これ、どうしてこうなのかと。</p> <p>そして、この町道認定の考え方として、町が管理上よくするために、町が主体となって進めていくものが筋なのか、それとも町民の側から必要性に応じてここをやってくれというふうな要請があってやるのが普通なのか、そこの考え方と、それから認定の基準、もう一回確認させてください。お願いします。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p> <p>管理の部分の考え方ですけれども、例えばですけれども、参考資料の185ページの1-20になりますが、今回町として、現在は国道で分断されている路線になりますので、こういった部分を管理する上でわかりやすく、190ページの下にある、例えば交番の交差点までとしたり、あとはその次のページの191ページの交番から木崎地区のほうへの道路というような、私たちが分断されている土地等により管理の部分で管理しやすいような形で路線の起終点の見直しを行ったということが一つあります。</p> <p>これについては、管理の考え方については、管理する側サイドの考えになりますので、例えば町民の意向とかそういったものはないものとなっております。</p> <p>新たに整備した部分等につきましては、例えば189ページの上の部分、図上でいきますと、緑ヶ丘20号線、これにつきましては、道路ということで私道の寄附ということがなされた路線になりますので、そういったものを整備した後に管理する側として</p>

		<p>町道認定しているものになります。</p> <p>町道認定につきましては、道路法に定められているよう、町道として適切な管理をしていくということで町道認定等をするものになっております。</p> <p>以上になりますが、答弁漏れは。</p> <p>11番、西館議員。</p>
質疑	<p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>答弁漏れというか何というか、私が尋ねたので一つ足りなかったのが、道路認定の基準、例えばコースが連担しているとか、広さが何メートル以上だとか、そういう基準が多分あると思うんだけど、その辺お願いします。</p> <p>それから、町道認定というのはどうでしょうか。お金がかかるものですか。財政負担が伴うと考えてよろしいですか。そこをお願いします。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p> <p>財政的な負担という部分になりますが、町道認定して適正な管理をするという意味で、道路台帳等を整備することになりますので、そういった場合に道路台帳等の路線図等の作成ということで費用がかかることとなります。ただし、今この町道認定した延長等に対して、交付税等の措置はされることとなりますので。</p> <p>それと、基準という考え方の一つとして、例えば家が連檐しているとか、そういった類いのものはないものになっております。ただし、町道として地域整備課として管理していく上では、やはり例えば農道なり林道なりというのは広域的な幹線的な道路であれば町道認定する必要はあるかと思えますけれども、そういったものはやはり、農道なり林道という位置づけで管理していきたいと思っておりますので、あくまでも住宅内、または幹線的な地域間の連絡する道路等を町道認定していきたいと考えております。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>11番、西館議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>町道認定の考え方として、町が必要に応じてやるものだという ことです。そして、そういうことで町が主体で進めるんだけれど も、それは決して町だけのものではなくて、住宅街の道路であっ てもそこをやってもらえればそこに張りついている住民の方々 は、管理は自分たちでやらなくてもいい、それから建築基準法上 のうちの建てるのかなんとかといった場合に、いろいろな利点が 生じてくる、まちづくりに地域づくりに利するということで、で きるものだったらどんどん進めていただきたいと思いますし、特 に、今こうして、私の今の質問の狙いは、こういうふうにして防 災に対する熱がみんなにあるとき、私たちのいる一川目の地域を 見ましても、いわゆるセットバック、中央線を境にして2メート ル、2メートル開けなければならない、工作物をつくってはだめ だよという規定があるにもかかわらず、ブロックとかが平気で狭 く張りついていて救急車が入っていけない。もう何というか、そ こに入っていくために車がぐうっと膨らみをつけて入っていく から、何だこの車というふうな、後ろにいて事故になりそうなそ ういうところが多々見られるということですので、住民にとっ ても悪いことはないわけですから、その辺を大いにアピールして、 このセットバックの規定に反しているところを解消するために、 町としてはどんどん取り組む姿勢がありませんかということ を最後にお伺いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長 地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p> <p>前段のほうでご質問があった管理上ということでもともと町 道認定等を進めてもらいたいというお話もありましたが、例えば 北部地区のほうには、私道ということで結構な私道等がありま すが、そういったものについては、寄附採納要綱等がありますので、 その基準に基づいて寄附をいただいた上で町道認定等を進めて いくことになると思っております。</p> <p>それと、もう一つのセットバック等につきましては、個人の土 地ということもありますので、自分の土地の中で擁壁なり、あと は庭木なりブロックなりということの設置ということになります ので、かなり難しい問題ではあると思っております。ただし、 地元からのそういう声なりということがあった場合には、町内会</p>

		<p>さんの方々等も含めて、できるような方向ということで声がけ等は現在も木の枝が出ているとか、そういった部分でしておりますので、同じような対応を考えていきたいと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	沼端副議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>6番、平野議員。</p>
	6番 (平野敏彦君)	<p>1点お伺いします。</p> <p>今、西館議員も質問ありましたけれども、私道の部分では寄附があれば対応したいということですが、この認定の基準について、例えば幅員が何メートル以上とか、距離的に何メートル以上とか、こういうふうな明確な基準があったら示していただきたいと思えます。</p> <p>それと、今言ったこのセットバックの方法は、いろんなこれから道路の整備をする上では、非常に将来的に大きな課題だと思うんですよ。やはり、いろんな意味で町でうたっているまちづくりの中でも、やっぱりこれらはもっともっとPRして理解させていくという方法が大事かと私も思いますけれども、この点についてお聞かせいただきたいと思えます。</p>
	沼端副議長	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p>
答弁	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>道路法の解説の部分をちょっと見ているんですけども、市町村長につきましては、特に必要があると認める場合において当該市町村の区域を……、済みません、道路法の解説等の条文を見ておりますが、その中で例えば延長等とかそういった部分について、ちょっと見つけられないため、その辺につきましてはもう一度ちょっと資料を確認して後刻答弁したいと思っております。</p> <p>基準法上のセットバックの部分につきましては、道路のセンターから2メートルという形で両側に家がある場合は2メートルずつのセットバック、計4メートルのセットバックを含めた道路幅員という形になるかと思えます。</p>
	沼端副議長	<p>6番、平野議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>私が言っているのは、これから町がいろんな計画を進めて道路を整備する際に、今二川目の歩道の場合もそうですけれども、やっぱりこの制度がもっとPRされていれば、工事がもっと進みが速かったと思うんですよ。ほとんど境界ぎりぎりに家屋なり古小屋があって、それがなかなか歩道の整備の妨げになっているなどという思いがあるものですから、やはりこういう制度があって活用できれば、いろんな意味で工事の進捗状況が進むし、またそれによって隣接のほうにもいろんな影響を与えているんですよ。ですから、せっかくこういう方法があるということも私もよくわからなかったんですけども、やっぱりちゃんと行政としてPRしながら、まちづくりにはこれが大事だよという部分をPRしていただきたいということ。</p> <p>私道であれば、寄附採納があれば、町が全て受けるというわけでもないと思うんですけども、やはり条件がなければ、議会にも路線認定の部分については提案されるわけですから、やはり全て寄附採納があつて私道があつた場合は受けるのかということも私はちょっと理解に苦しむんですが、この辺は基準的なものがなければなくてもいいですし、あれば示していただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長 地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p> <p>私道の寄附要綱につきましては、基準等が明確に示されておりますので、例えば路線沿線に3戸以上の住宅があること、また例えば不動産会社、法人等、会社等の所有でないこととか、それとあとは寄附する際には境界ということで道路と民地との境界を全て出すこと、そのほか含めているいろんな規定等があります。そういった基準を含めて、それに合致したものについては相談を受けながら寄附をいただいているところになります。</p> <p>また、新たに例えば分譲するというような土地であっても、現在6メートル以上の幅員があること、両側に側溝なりの整備がされ、あとは舗装されていることということで、現在例えば木ノ下小学校の南側の分譲地、新しい分譲地ですが、そちらについては分譲する際にそういった寄附採納要綱への条件の規定には基づ</p>

質疑	沼端副議長	<p>いた上で寄附等は受けていることになります。</p> <p>以上になります。</p>
	13番 (佐々木光雄君)	<p>ほかにごいませんか。</p> <p>13番、佐々木議員。</p>
	沼端副議長	<p>6番さんとの関連もご置きますけれども、鶉久保18号線、これは同じ地番になっているわけだ、30メートル。今度は、188ページを見てみると、うちが2軒ある。だから、寄附採納の基準はあろうかと思えますけれども、これは宅地分譲なんかしたときの建築確認等を許可する場合、どのような方法で建築確認がおりるんですか、まず。ここ30.6メートルだ。おらほの家の前より短い。</p>
答弁	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>答弁を求めます。地域整備課長。</p> <p>187ページと188ページですが、こちらの路線につきましては、便宜上路線は鶉久保17号支線、また19号支線というふうな分け方をしておりますが、寄附いただいたときにつきましては、全体で2つの路線を一体的に全部、先ほど言ったみたいな境界の移設とかをしていただいた上で寄附を受けていたと思っております。</p>
	沼端副議長	<p>188ページのほうの56.7メートルの部分につきましても、現在たしかこの道路を利用している方、これは南側の人と奥の人等になりますが、1、2、3、3軒、あとプラスアパート等がたしか2戸か3戸あったような形になっていたと思っております。</p>
	13番	<p>こちらは都市計画区域外ということになりますので、建築確認申請等は出されないことになります。かわりに工事届ということになります。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	13番	<p>13番、佐々木議員。</p> <p>13番。</p>

	<p>(佐々木光雄君)</p> <p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>ちなみに、参考までに、これは砂利道。舗装している。これから、仮に町道に認定すると、簡易舗装なり、要望があれば町でやらなければならないわけね。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>こちらの路線も含めて、先ほど言ったみたいに、私道の寄附採納ということで、要綱に基づいて、個人の方々が所有している共有地なり、私道についてはほとんどが砂利道等になっております。こちらの187ページ、188ページに記載している路線につきましても、寄附いただいたときは砂利道でした。その後、側溝なり舗装の整備をした後、今回の工事が終わりましたので、路線認定ということで町道認定をしております。</p> <p>寄附をいただいて先にすべきという考えもあるかも知りませんが、先ほど言ったみたいに、道路台帳ということで、路線図等を作成することになりますので、砂利道でその辺の1回路線図等の台帳を作成し、また改めて舗装後に台帳作成ということになると二重の経費がかかるため、このような形で台帳を整備しております。ですから、現在、今後舗装等の事業費がまた新たにかかるということはないということをご理解いただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>いいですか。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>先ほど、町道認定の関係での幅員等のお話がありましたけれども、それについてちょっと答弁できなかったんですけども、道路法においては、道路幅員延長の基準はないということになります。規則で定めることはできるということになりますが、今は町のほうでは定めておりません。</p> <p>あとは、集落間同士をつなぐ道路として、町道認定上は町の考えとして2級、あとは地域間ということで、つなぐ道路については1級という形、これだけになっているということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>すぐに答弁できなかったこと申しわけございませんでした。</p>

当局的説明	沼端副議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	沼端副議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	沼端副議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第25号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	沼端副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	沼端副議長 (議員席)	ここでお諮りします。 ただいま15時30分ですが、このまま続けたいと思います。 いかがでしょうか。 **なしの声**
	沼端副議長	異議なしということで、ここで会議時間を延長します。
	沼端副議長	日程第32、議案第26号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題とします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。 議案書79ページ、80ページをごらんください。 あわせて、新旧対照表192ページをごらんください。 本案は、青森県新産業都市建設事業団の事業に係る一般管理費について、当該事業団の計画に平成30年度において負担する額を加えるため、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による改正前の地方自治法第300条第1項の規定により提案するもので、当町の来年度の負担額は17万7,000円となります。 以上で説明を終わります。

当局の説明	沼端副議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	沼端副議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	沼端副議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第26号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	沼端副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	沼端副議長	日程第33、議案第27号、平成29年度おいらせ町一般会計 補正予算（第8号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。 議案書81ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に5億8,744万6,000円を追加し、予算の総額を112億5,153万8,000円とするものであります。 86ページをごらんください。 第2表継続費補正につきましては、地方公会計導入支援事業及び下田公園湿地帯木道改修事業の2件について、事業費の確定により、総額と年割額を変更するものであります。 87ページをごらんください。 第3表繰越明許費につきましては、3件の事業であり、二川目地区光ケーブル移設事業は国道338号拡幅工事に伴う繰越事業として、また木内々小学校及び百石小学校の非構造部材耐震化事業及び百石中学校講堂改築事業の2件については、国の補正予

		<p>算にある繰越事業として、それぞれ繰越明許費を設定するもの あります。</p> <p>88ページから89ページをごらんください。</p> <p>第4表地方債補正につきましては、2件の事業の追加と3件の 限度額変更、1件の事業廃止を行うものであり、それぞれ事業費 の確定等に伴うものであります。</p> <p>それでは、歳入歳出主なものにつきまして、別冊の事項別明細 書でご説明申し上げますので、ご用意ください。一般会計補正予 算（第8号）に関する説明書になります。</p> <p>まず、歳出の主な内容であります。</p> <p>16ページをごらんください。</p> <p>2款1項4目財産管理費の25節公共施設整備基金積立金5、 000万円は、歳入歳出の収支状況を踏まえ、積立可能な分とし て追加計上するものであります。</p> <p>19ページをごらんください。</p> <p>2款2項3目情報政策費の15節光ケーブル等移設工事費3 66万2,000円の追加は、繰越事業であり、県実施の国道3 38号拡幅工事に伴い、二川目地区の光ケーブル等を移設するた め計上するもので、工事費と同額分が県から補償されることにな ります。</p> <p>22ページをごらんください。</p> <p>3款1項2目障害者(児)福祉費20節障害者給付費等813 万3,000円及び障害児給付費等120万5,000円の増額 は、執行の見込み額の精査により計上するものであります。</p> <p>24ページをごらんください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費20節子ども医療助成費275 万円の増額、また2目児童措置費20節子どものための教育・保 育給付費4,490万円の増額は、それぞれ執行見込み額の精査 により計上するものであります。</p> <p>25ページをごらんください。</p> <p>3款2項4目児童館費15節児童館防犯カメラ設置工事費1 25万2,000円の追加は、児童の安全確保策の一環として、 児童館に防犯カメラを設置するため計上するものであります。</p> <p>26ページをごらんください。</p> <p>4款2項1目清掃総務費19節十和田地域広域事務組合塵芥</p>
--	--	--

	<p>処理費負担金1,068万8,000円の減額は、今年度負担金額の確定によるものであります。</p> <p>27ページをごらんください。</p> <p>4款4項1目病院費19節病院事業会計収益運営費負担金1,855万9,000円の増額は、病院事業会計の収支見込み等を踏まえ計上するものであります。</p> <p>29ページをごらんください。</p> <p>6款3項2目漁港整備費19節漁港施設機能強化事業費負担金988万円の減額は、県事業費の減額に伴うものであります。</p> <p>30ページをごらんください。</p> <p>8款2項2目道路橋りょう新設改良費15節町道舗装補修工事費1,000万円の減額は、事業費の確定によるものであります。</p> <p>31ページをごらんください。</p> <p>9款1項2目消防施設費15節百石第9分団拠点施設建替工事費649万1,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。</p> <p>33ページをごらんください。</p> <p>10款2項3目学校建設費15節木内々小学校非構造部材耐震改修工事費3,500万円の追加及び34ページ、百石小学校非構造部材耐震改修工事費3,500万円の追加は、国の補正予算による繰越事業で実施するものであります。</p> <p>35ページをごらんください。</p> <p>10款3項3目学校建設費15節百石中学校講堂改築工事費5億6,970万円の追加も、先ほどと同様、国の補正予算による繰越事業で実施するものであります。</p> <p>37ページをごらんください。</p> <p>10款5項4目学校給食センター建設費11節消耗品費1,258万2,000円の減額、18節調理用器具費188万6,000円、機械器具費283万3,000円の減額は、新学校給食センターへの物品等の整備の確定によるものであります。</p> <p>このほか、各款にわたっての増額または減額は、事業費の完了や執行見込み額の精査によるものであります。</p> <p>次に、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>ページが戻りまして3ページをごらんください。</p>
--	---

	<p>1 款 1 項町民税 2 項固定資産税及び 3 項軽自動車税の各税目の増額は、収入見込み額の精査によるものであります。</p> <p>7 ページ、1 4 款国庫支出金から、1 0 ページ、1 5 款県支出金までであります。7 ページ、1 4 款 1 項 3 目教育費国庫負担金 1 節百石中学校講堂改築事業費負担金 4, 8 9 5 万 2, 0 0 0 円の追加、8 ページ、1 4 款 2 項 6 目教育費国庫補助金 3 節の小学校防災機能強化事業補助金 2, 4 8 9 万 6, 0 0 0 円の追加、5 節百石中学校講堂改築事業費補助金 1 億 7 0 2 万 4, 0 0 0 円の追加は、国の補正予算で実施する繰越事業に対応して計上するほか、他の補助金については、それぞれ国・県補助事業の交付決定や確定等に伴い、増額または減額を行うものであります。</p> <p>1 1 ページをごらんください。</p> <p>1 7 款 1 項 1 目一般寄附金 2 節ふるさと応援寄附金 5 5 0 万円の減額は、今年度分の寄附金について減収が見込まれたため計上するものであります。</p> <p>1 2 ページをごらんください。</p> <p>1 8 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1, 8 2 9 万 1, 0 0 0 円の減額は、歳入歳出財源調整によるものであります。</p> <p>1 3 ページをごらんください。</p> <p>2 1 款 1 項町債であります。4 目の教育債 3 節小学校施設非構造部材耐震化事業債 4, 6 6 0 万円の追加、4 節の百石中学校講堂改築事業債 4 億 2 9 0 万円の追加は、国の補正予算で実施する繰越事業に対応して計上するほか、他の記載については、事業費の確定等に伴い減額を行うものであります。</p> <p>ページが後ろのほうに移ります。3 9 ページ、4 0 ページをごらんください。</p> <p>給与費明細書は、特別職及び一般職の給料及び手当等の変更について示したものであります。</p> <p>4 1 ページをごらんください。</p> <p>継続費に関する調書は、継続費補正に伴いその内容を反映させたものであります。</p> <p>4 3 ページ、4 4 ページをごらんください。</p> <p>債務負担に関する調書は、事業費の変更に伴いその内容を反映させたものであります。</p> <p>4 5 ページ、4 6 ページをごらんください。</p>
--	--

	<p>沼端副議長</p>	<p>地方債に関する調書は、地方債補正に伴いその内容を反映させたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第8号）に関する説明書3ページから13ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、檜山議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番、檜山です。</p> <p>ちょっと11ページなんですけれども、寄附金のところなんですけど、ふるさと応援寄附金について、先ほど550万円ぐらいマイナスになるということですが、他町村では増加するほうが多いような気がしていましたけれども、きょうの新聞でも南部町では1億9,000万円ぐらいという話が出たりなんかしていますけれども、なぜこれこんなに少なくなるのかその理由等、わかったら教えていただけますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>ふるさと納税の関係についてお答えいたします。</p> <p>ふるさと納税ですので、ふるさと納税として寄附する方の意向がありますので確かなことは言えませんが、確かに当町につきましては、昨年度決算が1,220万円ぐらいに対して、今年度見込み大体700万円から750万円ぐらい見込んでございます。昨年度に比べますと約500万円ぐらい減額するような形になってございます。減収するような形になっております。</p> <p>今年度も当初1,000万円以上はあるものと見込んでおりましたが、減収いたしましたので、他の周辺の市町村等も確認、全てではありませんが確認できるところは確認いたしました。確かに、増収しているところもあれば減収しているところもござい</p>

		<p>す。減収しているところを何カ所か聞いたところ、当町と同じような状況があるところが大体判明してございます。</p> <p>といたしますのが、ふるさと納税の全国的な動きを見ますと、お礼品目当てといたしますか、お礼品を欲しいものを探りながらその自治体のほうに寄附する方が大変多くなっておりませんが、全国的なふるさと納税を扱う民間でやっているサイトがございます。大きく分けると2種類あるんですが、我がほうは「ふるさとチョイス」というものだけしかやってございません。もう一社「さとふる」というものがありまして、ふるさとチョイスだけを使っているところはどちらかというところが多いようでございます。一方、さとふるというところを使っているところは増収しているところが多いようでございます。よって、そういった傾向も鑑みながら、来年度当初予算の中ではさとふるというそのサイトも使うような形で現在考えているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>7番、檜山議員。</p> <p>そうですね。返礼品が大分影響しているような感じなので、やっぱり相当工夫して、安くてもいいものを返礼してやるような、それを考えていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第5款労働費までについての質疑を受けます。</p> <p>説明書15ページから27ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野議員。</p> <p>6番です。</p> <p>私は、27ページのところですけれども、4款4項の病院費の</p>
質疑	<p>沼端副議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p> <p>沼端副議長 (議員席)</p> <p>沼端副議長</p>	
質疑	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	

		<p>ところ、今収益運営費負担金で1,855万9,000円、今の課長の説明ですと、収支見込みによりという説明があったんですけども、この収支見込みの根拠というのはどこにあるのか、これをお聞かせいただきたいと思います。まず、これ1点、お願いします。</p>
答弁	沼端副議長	<p>答弁を求めます。病院事務長。</p>
	病院事務長 (小向博明君)	<p>操出基準による病院に対する一般会計操出金なんですけれども、財政課長が言ったとおり、調整の部分も多少はあるんですが、実際は操出基準による当初要求していた部分をちょっと3月に支出するという約束がありまして、今回は1,800万円という形で繰り出しをしてもらっております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	沼端副議長 6番 (平野敏彦君)	<p>6番、平野議員。</p> <p>病院については、一定のルールがあって積算されて予算化しているということで、そうすれば、当初積算して出てきた総額のこれは予算化できなかった分なのか、経営状況が変化してこうなったのか、ちょっと。操出基準がちゃんとあってそれで計算しているのであれば、今3月になる前にもう出してもいいのではないかなという思いがするんですけども、ちょっとここ、何で今の時期に3月になって繰り出しするのか、この辺。例えば、病院の収支バランスがよくなって追加しますよということなのか、このところをもう一回。</p> <p>それと、病院のほうもそうするとこの1,855万9,000円が病院会計に入るわけですから、収支のバランスというのはこれによって安定して経営が黒字だということで理解していいのか、この2点お伺いします。</p>
答弁	沼端副議長	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>お答えいたします。</p> <p>質問の前段のほうについて、私のほうからお答えいたします。</p>

		<p>議員がおっしゃるとおり、病院の繰り出しにつきましては、特別交付税の対象になりますので、交付基準の中に、繰出基準の中にあるものでございます。確かに当初予算の要求の中でもこの部分は病院側のほうから要求があってございました。その後、予算査定、編成の過程におきまして一般会計の財源がなかなか厳しいところもありましたので、なるべく予算を組めるようにこの部分を当初予算のときに査定で削っておいたものでございます。</p> <p>その後、年度末、3月に近くなりますとある程度財源も確保できますので、今回3月にこの分補正で追加したものでございます。ここ数年このような形で取り扱いしているものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>病院事務長。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>今の繰り入れの部分が入って、経営状況的にはやや黒字かなという予定と見ております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番、平野議員。</p> <p>病院の経営収支バランスがこれでよくなるという見込みだということを知って、まず一つ安心しました。</p> <p>それから、もう一つ、財政課長が言うこの財源が厳しい中で最後にこの調整をして出したんだということですがけれども、これまではいろんな財源不足に対応するために基金を取り崩ししてやっているわけですから、その辺の理屈に合わないのではないですか。例えば、私が言うのは、病院が経営的に厳しかったら、資金運営ができなくなるわけですね。もっと早く出せば、例えば資金の金の周りがいいわけですから、やっぱりそういう意味では財源が厳しくて確認した金額よりも出せない、それを3月に出すという手法というのは、では基金は何のためにほかの事業とかそういうもので充当しているんだということを私は言いたいと思うんですよ。少なくとも、12月議会とかそういうものでもちゃんとした特別会計については、負担をすべきだと思うんですけれど</p>

<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p>	<p>も、この3月ぎりぎりになってから出すというのは財政運営上も余りよろしくないのではないかと思うんですが、課長どう思います。</p>
	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、当初予算編成時におきまして、歳入歳出財源比較した場合に、どうしても財源不足が生じる場所は財政調整基金を繰り入れする方法しかないわけでありまして。29年度当初予算におきましては、ここ数年にないぐらい5億8,000万円という大きな金額の財政調整基金を繰り入れしてございます。そういった関係もありまして、査定の中でどうしても一般財源を充てられない部分を各課から要求があったところを削ったりしている状況でございます。</p> <p>確かに、この病院の部分の操出金も操出基準の中にありますので、特別交付税の対象になっているものですので、最終的にはきちんと交付税の中で見られるものでございますが、地方交付税、中には普通交付税、特別交付税がありますが、これら交付税につきましても、当初予算の編成段階においては、かなり厳し目に見ているものでございます。ある程度厳し目に見ておかないと、最終的にそれが全国的にも財源が確保されていない自治体があるという騒がれておりますので、後々困らないようになるべく厳しい状況で予算を組んでいるところもあります。</p> <p>ただ、今回3月補正、ここ数年3月に病院の繰り出しの部分で補正で充てている形が続いておりますので、課内でも今いろいろ検討しているところでございます。最終的には、特別交付税の操出基準に認められているものでありますので、来年度あたりからは最後で調整することなく、当初からある程度見られるような方法もあるのではないかとということで今議論しているところでありますので、来年度以降、3月で補正しなくてもいいような形を現在考えているところであります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>沼端副議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>

質疑	7 番 (檜山 忠君)	7 番、檜山議員。
答弁	沼端副議長	<p>檜山です。</p> <p>18ページの2項の企画費の13区分の委託料、町イメージキャラクターグッズの作成委託料ということで、マイナス16万円になっていますけれども、これは広報で今販売している、載っているそれがそうなんでしょうか。そして、その当初予算は幾らぐらいで何個制作して、その活用法は販売のみですか。</p>
答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>町のイメージキャラクターグッズの関係でございます。</p> <p>檜山議員がおっしゃったとおり、最近広報のほうでPRしておりますイメージキャラクターおいらくんのグッズのことでございます。ここにつきましては、今年度の6月がイメージキャラクターおいらくんのちょうど10歳ということで、10歳記念企画ということで、今年度当初予算に予算措置したものであります。</p> <p>当初予算の予算額は100万円でございます。それに対して73万9,260円の実績で終えてございます。つくったキャラクターグッズにつきましては、ぬいぐるみ200個、ミニタオル200個、マグカップ200個であります。ちなみに、金額につきましては、ぬいぐるみは1,700円、ミニタオル、マグカップはそれぞれ400円でございます。広報等でもご案内しておりますが、本庁舎、分庁舎並びに各公共施設等で販売という形で取り扱ってございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	沼端副議長 7 番 (檜山 忠君)	<p>7 番、檜山議員。</p> <p>7 番。</p> <p>これは、限定して10歳になるということで、記念のグッズになるんだろうと思いますけれども、200個ぐらいであればすぐ売れるであろうと思いますけれども、しっかりとPRをして完売するようにしてください。</p>

		<p>もう一つここで話ししていいですか。27ページまでですか。</p> <p>それでは、25ページの民生費の中の15工事請負費、木ノ下児童館跡地のフェンス等の撤去工事費ということでマイナス10万3,000円になっていますけれども、この跡地の関係がどういふふうになっていますか。販売する販売しないとかなというふうな話は聞いているんですけども、もう販売は終わったのですか。これから販売するのですか。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>旧木ノ下児童館の跡地の売り払いの関係でございます。管財担当課ということで、企画財政課のほうで所管してございますのでお答えいたします。</p> <p>日にちの経過等、今詳しい資料は手元にはございませんが、一定期間公告をして募集をかけましたが、手を挙げる方がおらず、もう期限まで終わってしまいましたので、結果不調といえますか、売り払いはできませんでした。公告期間を定めてやっているものですので、今後また新たに公告の要領等を定めて、またやりたいと考えているところであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>沼端副議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番、檜山議員。</p> <p>この用地はあくまでも販売しなければならないということなんです。町営として何かに利用するというようなことはできないわけですか。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>以前は、木ノ下児童館がありましたので、いわゆる行政財産という形でありましたが、建物がなくなった時点で今普通財産ということで、普通に売り払うことができる財産になってございます。</p> <p>現時点では、ただ持っていてもしようがありませんので、売っ</p>

	<p>沼端副議長 (議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>沼端副議長</p>	<p>て町に収入にするように売り払いで考えているところでありま す。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1款から第5款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第6款農林水産業費から第10款教育費までについての 質疑を受けます。</p> <p>説明書27ページから37ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、檜山議員。</p>
質疑	<p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>檜山です。</p> <p>ちょっと聞きたいことがありますけれども、31ページなんです が、土木費の中の区分の15工事請負費の下田公園湿地帯木道 改修工事費がマイナス853万円となっていましたけれども、あ そこはもう私から見た目では終わったような気がするんです けれども、そのほかどこをやるところがあるんですか。この余 った金額は次年度に繰り越していくやつなんですか。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>分庁サービス課長 (松林政彦君)</p> <p>沼端副議長</p>	<p>答弁を求めます。分庁サービス課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>木道工事は、4月花見前には終了して開放しております。ただ し、工期が2月いっぱいでしたので、今まで入札残高はそのまま 残しておいて、今落としたということになります。別にほかの工 事があるというわけではございません。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>6番、平野議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>29ページのところですけれども、6款2項19節の漁港施設機能強化で98万円減額になっていますけれども、この中身について説明いただきたいと思います。</p> <p>それから、あわせて31ページの消防費、消防施設費のところで、工事請負費が649万1,000円減額になっています。この減額の内容、中身について説明いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>答弁を求めます。農林水産課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>6款3項2目の漁港整備費の漁港施設の機能強化の事業費の負担金の減額なんですけれども、当初5年計画のうちで4億円ということで機能強化事業を予定しておりましたが、国の補助採択が予定どおりつかなくて、その分当初から減額の事業費の設定となっております。補正等を待っていたところなんです、その補正もつかなかったのが今回その事業費が確定したということで減額の補正を計上したところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>沼端副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>続いて、9分団の649万1,000円の減額について回答いたします。</p> <p>当初4,266万1,000円を予算としておまして、建設工事、電気設備、機械設備工事、これらの事業が完了したことにより、その減額であります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番、平野議員。</p> <p>29ページのところですけれども、もっと国の補助事業で事業の内容が何だよということで一言説明いただければと思います。</p> <p>それから、9分団のほうは、簡単にしゃべれば650万円近い減額になっていますけれども、この設計はそうすると設計額がど</p>

		<p>のぐらいになったのか、完成は確かに私も見て、完成したなどというのわかりますけれども、こんなに安く工事が発注になったのか、この中身がちょっと理解できないので、もう一回お願いします。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>答弁を求めます。農林水産課長。</p> <p>工事の中身につきましては、年次計画で南防波堤と北防砂堤の工事を順次進めている内容になりまして、その事業費の額に応じて延長を進めているということになります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>沼端副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>当初、予算をとる際に概算設計でとっておりまして、その後年度を越えて入札という形になっております。決して、概算設計の段階で甘かったということではないんですが、結果的にこのような形で建築工事費が約2,800万円、電気設備工事が190万円、機械設備工事が590万円と、そういう金額になったというその結果の差額であります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>沼端副議長 (議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>8番</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第6款から第10款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>説明書39ページから46ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、川口議員。</p> <p>表の見方、ちょっと45ページの下から4行目、再掲の市町村</p>

	(川口弘治君)	合併特例事業の括弧づけのこの数字の見方ですが、普通債の残高、右端の見込み額残高の部分の括弧書きは特例事業の記載の残高分ということの見方でよろしいのでしょうか。
答弁	沼端副議長	答弁を求めます。企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 1の普通債14億5,960万円のうち、合併特例債の分が10億9,230万円あるということでございます。 以上です。
答弁	沼端副議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	済みません、ちょっと見る場所を間違っていました。普通債のうちの合併特例債事業が幾らかということの見方になりますので、一番右端、当該年度末現在高見込み額のところでいいますと、70億7,182万9,000円のうちの特例債の分が35億1,187万2,000円ということになります。 以上です。
質疑	沼端副議長	8番、川口議員。
	8番 (川口弘治君)	8番です。 年度末の見込みですので、29年度ほぼこの起債額が来年度の、29年度決算ということでほぼほぼこういう金額、数字が出ると思うんです。当初予算、これから30年度当初予算に入っていくわけですが、それを見込んでいろいろと、まずは特徴的にやっぱり教育債、給食センターであるとか、プールであるとか、非常にちょうど入れかえの時期というんですか、そういう建物が教育債に集中して、額も相当残高が前年と比べてもふえております。これは事業をやっていますから。来年度、この予算の中で出てくると思うんですけれども、ドーム、これも教育債のほうに当然入ってくる、起債を起こす事業となると思うんですが、それでよろしいのでしょうか。

答弁	沼端副議長 企画財政課長 (成田光寿君)	答弁を求めます。企画財政課長。 お答えいたします。 来年度の当初予算の案の中でもう事項別明細書をお配りしておりますが、その中において、多目的ドームの実施設計等々、それから給食センターの解体費、こちらにつきましては合併特例債を充てる予定で考えてございます。 以上です。
質疑	沼端副議長 8番 (川口弘治君)	8番、川口議員。 はい、わかりました。 ちょっとこの表の中で、特例債というのは起債を起こせる合併のこの名のとおり特例事業に対しての起債を起こせる、ただ率は2割でしたっけか。いや、今答えられると、次質問できないので。この元金返済分、トータルが合併の起債見込み額で10億9,000万円で、その償還見込み額で1億7,700万円、これは70億円の見込み残高に対しての特例債の分。この償還、これは元金ですから、利息は入っていませんよね、ですよね。将来的に特例債自体使えるんですね。その起債を起こせる、残高は今現在幾らでというのはもう再三にわたって出ていますが、見込みで例えば30年度見込みの多目的ドームとか、あとは中学校の給食センター解体等、さまざま体育館もこれに入っているのかな。残高、それを見込んだ最終的に今30年度としては、残高はどれくらいになりますか。
答弁	沼端副議長 企画財政課長 (成田光寿君)	答弁を求めます。企画財政課長。 まず、合併特例債の充当率の関係ですが、充当率は95%になってございます。それから、残高と申しますか、今後発行できる可能額としましては、約30億円残ってございます。これまでの定例会でも何回か答弁しておりますが、30億円発行できるうち、今後想定されるものとして、多目的ドームと庁舎のほうを想定しているところでございます。 以上です。

	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表継続費補正及び第3表繰越明許費補正並びに第4表地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>議案書86ページから89ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、第2表及び第3表並びに第4表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第27号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>お諮りします。</p> <p>本会議における本日の議案審議については、議案第27号、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)についてまでとし、議案第28号、平成29年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてからの審議は、あす引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>沼端副議長 (議員席)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本会議の議案の審議はそのように取り扱うことに決しました。</p>
日程終了の	<p>沼端副議長</p>	<p>これで本日の会議を閉じます。</p>

告知 次回日程の 報告	沼端副議長	あすの本会議は引き続き本会議場において、午前10時から議案の審議を行います。
延会宣告	沼端副議長 事務局長 (中野重男君)	本日の本会議は、これで延会とします。 (延会時刻 午後 4時21分) 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。